

# ダ・ヴィンチ 追加型投信/内外/資産複合

投資信託説明書(請求目論見書)

2016.6.15

(注) 「ダ・ヴィンチ」 はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- ●本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ●この目論見書により行うダ・ヴィンチ(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の 募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の 規定により、有価証券届出書を平成27年12月14日に関東財務局長に提出しており、 平成27年12月15日にその届出の効力が生じております。
- ●ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

# コールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

ホームページ www.gsam.co.jp

■照会先

電話番号 03-6437-6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

発行者名 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役 桐谷 重毅

本店の所在の場所 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

有価証券届出書の写しを該当事項はありません。

縦覧に供する場所

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部	証券情報 ······	1
第二部	ファンド情報	3
第 1	ファンドの状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	ファンドの性格	3
2	投資方針	11
3	投資リスク ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
4	手数料等及び税金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
5	運用状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	27
第 2	管理及び運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
1	申込(販売)手続等	34
2	換金(解約)手続等	34
3	資産管理等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
4	受益者の権利等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
第 3	ファンドの経理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
1	財務諸表	41
2	ファンドの現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
第 4	内国投資信託受益証券事務の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
第三部	委託会社等の情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
第 1	委託会社等の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
1	委託会社等の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
2	事業の内容及び営業の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
3	委託会社等の経理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
4	利害関係人との取引制限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
5	その他	95

## 信託約款

## 第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ダ・ヴィンチ(以下「本ファンド」といいます。)

#### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」または「当社」といいます。)を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。)に基づく追加型証券投資信託です。

本ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

#### (3) 【発行(売出)価額の総額】

5,000億円\*を上限とします。

\* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

#### (4) 【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額です(1万口当たり)。

(なお、上記金額に下記の申込手数料ならびに申込手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は含まれません。)

ただし、自動けいぞく投資契約(販売会社によっては名称が異なる場合があります。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:ダビンチ)。

\* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

#### (5) 【申込手数料】

① 3.78% (税抜3.5%) を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

② 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

#### (6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社により異なります。販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

#### (7) 【申込期間】

2015年12月15日から2016年12月14日まで

(注) なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社(委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)(以下「販売会社」と総称します。)において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www. gsam. co. jp.

#### (9) 【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンドロ座に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

#### (11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

① お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿 (「振替口座簿」といいます。) への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主としてダ・ヴィンチ マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。) を通じて、日本を含む世界各国の株式、債券および円短期金融商品に投資し、信託財産の長期的な成長をはかることを目標として運用を行います。

#### ■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産	独立区分	補足分類
		(収益の源泉)		
単位型	国 内	株 式	MMF	インデックス型
追加型	海 外	債 券	MRF	特殊型
	内 外	不動産投信	ETF	
		その他資産		
		( )		
		資産複合		

<sup>(</sup>注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 資産複合・・・投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### ■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり (部分ヘッジ)	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	なし	ТОРІХ	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・		その他	ロング・ショート型
中小型株	年6回	北米	オブ・ファ		( )	絶対収益追求型
債券	(隔月)	欧州	ンズ			その他
一般	年12回	アジア				( )
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット属性	( )	中近東				
( )		(中東)				
不動産投信		エマージング				
その他資産						
(投資信託証券						
(資産複合 (株						
式、債券) 資産配						
分変更型))						
資産複合						
( )						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

<sup>(</sup>注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リス

クに対するヘッジの有無を記載しています。

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分変更型))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式および債券を投資収益の主たる源泉とし、その組入比率については機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年1回・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を含む)・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本含む)を 源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。) を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり(部分ヘッジ)・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

本ファンドおよびマザーファンドを総称して「ダ・ヴィンチ」ということがあります。なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

委託会社は、受託銀行(後記「(3) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 ① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

#### <ファンドのポイント**>**

- ●ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量モデルを用いて、先進国を中心とした世界の株式、債券および円短期金融商品に分散投資します。
- ●基本資産配分は、世界の株式に40%、債券に40%、円短期金融商品に20%\*1とし、機動的に資産間配分 比率、株式・債券・通貨の国別配分比率の変更を行い、収益の向上をめざします。
- ●外貨建資産については為替ヘッジを行い、為替変動の影響の低減をめざします\*2。
- \*1 本ファンドのベンチマークは、MSCIワールド・インデックス (円ヘッジ) 40%+JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (グローバル) (円ヘッジ) 40%+円1ヵ月LIBOR20%を使用しています。ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目宏となります。
- \*2 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(投資顧問会社。以下「GSAMニューヨーク」といいます。)に委託します。GSAMニューヨークは運用の権限の委託を受けて、株式、債券および通貨の運用を行います。委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」という場合があります。

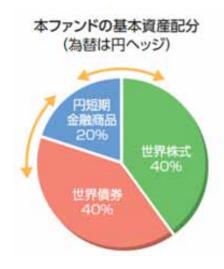
#### <ファンドの特徴>

- 1. 資産の成長性と安定性を同時に追求します。
  - 世界の株式、債券および円短期金融商品に分散投資を行うことにより、資産の安定性をめざすとともに、成長性も追求します。また、投資環境に応じて機動的に資産配分を変更することで、収益の向上をめざします。
- 2. 世界の経済成長から収益を追求します。 広く世界に投資することにより、より高い収益の可能性を追求します。
- 3. 為替リスクの低減をめざします。
  - 一般的に、海外資産への投資においては為替変動の影響が伴いますが、 為替ヘッジを行うことで、為替変動リスクの低減をめざします。

#### ファンドの特徴 1 資産の成長性と安定性を同時に追求します。

世界の株式、債券および円短期金融商品に分散投資を行うことにより、資産の安定性をめざすとともに、成長性も追求します。

また、投資環境に応じて機動的に資産配分を変更することで、収益の向上をめざします。



- ●本ファンドの基本資産配分は、世界株式40%、世界債券40%、円短期金融商品20%です。
- ●為替ヘッジ\*を行い、為替リスクの低減をめざします。
- ●ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量モデルに 基づき運用を行います。機動的に資産配分を変更することで、収益 の向上をめざします。
- \*為替ヘッジには、ヘッジ・コストがかかります。また、本ファンド全体の収益の向上をめざして多通貨運用を行います。したがって、為替リスクがなくなるわけではありません。

本ファンドのベンチマークは、MSCIワールド・インデックス(円へッジ)40%+JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ヘッジ) $40\%+\Pi$ 1ヵ月LIBOR20%です。



期間:1996年9月末~2016年3月末

世界株式:MSCIワールド・インデックス (円ヘッジ)

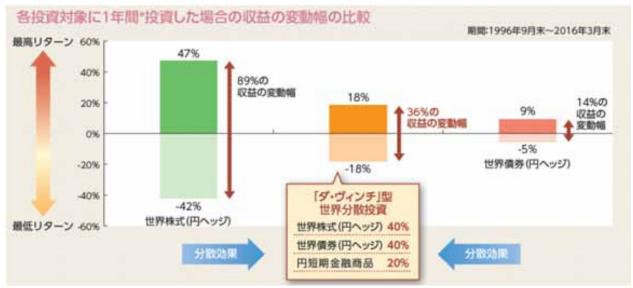
世界債券: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (グローバル) (円ヘッジ)

円短期金融商品:円1ヵ月LIBOR

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。本ファンドの実績は、後記「5 運用状況 (参考)運用実績」をご覧ください。

世界分散投資により、高い収益の可能性と、リスクの低減を追求します。

世界への分散、多資産への分散を行うことにより、より高い収益の可能性をある程度放棄する一方、安定性を追求することができます。世界株式だけに投資した場合は、高い収益の可能性がある一方でリスクも高まることになります。本ファンドに投資することにより、投資先を分散してリスクの低減を追求することが可能です。



\*1997年9月末~2016年3月末までに含まれる各月末までの各1年間

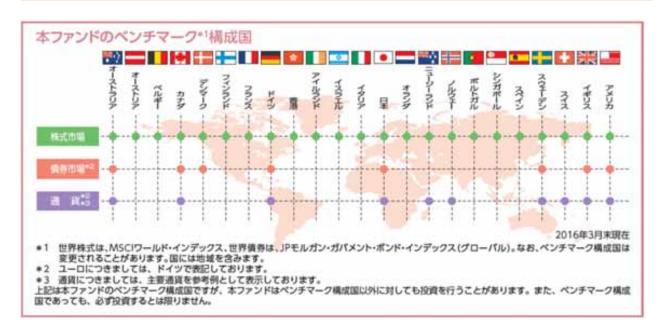
上記の図は、過去において各月から1年間「ダ・ヴィンチ」型の世界分散投資を行ったと仮定した場合と他の投資対象に投資したと仮定した場合の最高リターンと最低リターンを比較しています。

世界株式: MSCIワールド・インデックス (円ヘッジ)、世界債券: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (グローバル) (円ヘッジ)、円短期金融商品: 円1ヵ月LIBOR

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。なお、上記の変動幅を超えて下落することがあります。

#### ファンドの特徴 2 世界の経済成長から収益を追求します。

広く世界に投資することにより、より高い収益の可能性を追求します。



#### ファンドの特徴 3 為替リスクの低減をめざします。

一般的に、海外資産への投資においては為替変動の影響が伴いますが、為替ヘッジを行うことで、為替変動リスク の低減をめざします。



\*MSCIワールド・インデックス (円ベース) 40%+JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (グローバル) (円ベース) 40%+円 1ヵ月LIBOR20%

為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。本ファンドの実績は、後記「5 運用状況 (参考)運用実績」をご覧ください。

#### <運用プロセス>

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループが主として担当します。同グループは、卓越した学術的知見と豊富な実務経験を融合させた計量的な運用プロセスを用いてチーム運用を行います。

本ファンドは、計量的な運用プロセスを通じて最適なポートフォリオを構築します。株式、債券、通貨の資産 クラスごとに、ポートフォリオ全体のリスクや取引コストを勘案しつつ、相対的に魅力が高いと考える市場に より多くの資産配分を、相対的に魅力が低いと考える市場にはより少ない資産配分を行うことで、よりよい運 用成績をめざします。

#### リターン/リスクの予測

経済合理性を重視した計量 モデルで、各国株式市場/ 債券市場/通貨を評価

#### ポートフォリオの構築

予測したリターン/リスク を用い計量的手法で最適な ポートフォリオを構築

#### 取引執行

取引コストや流動性に最大限の注意を払いつつ、各市場で取引を執行

#### 「経済合理性を重視した計量モデルによる評価」とは?

各市場/通貨の割安度や価格動向、金融政策や景気動向などのマクロ経済環境など、経済理論や金融理論に則した様々な視点に立ち、客観的なデータを用いて評価を行います。数多くの市場/通貨に対し多面的で一貫した評価を行う際に計量モデルは効果を発揮します。

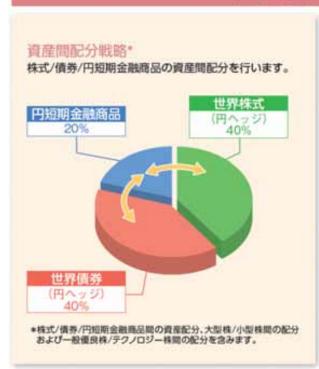
なお、ポートフォリオ構築に際しては、株価指数先物や長期国債先物、為替予約取引などを利用します。 本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

#### < 4 つの運用戦略でベンチマークを上回るリターンを追求します。>

基本資産配分比率から実際の配分比率を戦術的にかい離(より魅力的と判断する国や資産には多く、そうでないと 判断するところには少なく)させることで超過収益をめざします。

運用戦略は以下の4つの組み合わせからなり、戦術面でも分散が図られています。

# ダ・ヴィンチの運用戦略









実際の運用においては、主に株式指数先物、債券先物、為替予約取引を利用してポジションを構築します。

※上記は例示をもって理解を深めるために本ファンドの運用手法を簡略化した概念図です。上記以外の株式・債券にも投資します。本ファンドの運用成果を予測または保証するものではありません。市況動向によっては上記の戦略が変更・追加・削除される可能性があります。

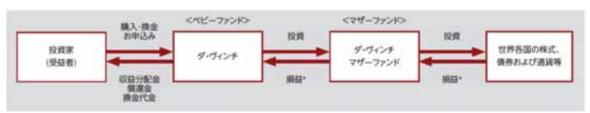
#### (2) 【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は1996年9月27日であり、同日より運用を開始しました。 マザーファンドの信託設定日は2002年9月6日であり、同日より運用を開始しました。

#### (3) 【ファンドの仕組み】

#### 1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの 資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資し て、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもありま す。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率 よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



\*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

#### 2. ファンドの関係法人

- ① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務
  - a. 委託会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金(信託財産といいます。)の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社は株式、債券および通貨の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

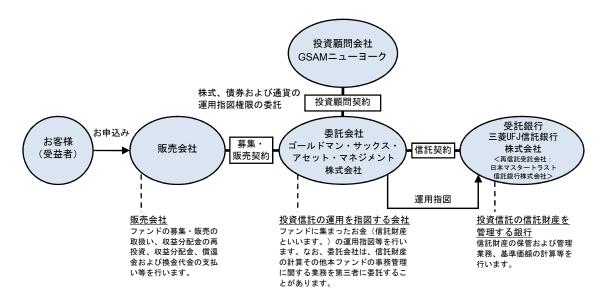
- b. 投資顧問会社 (ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー) 本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約 (DLT 「投資顧問契約」といいます。) に其べき 香乳会社とり株式 (長光など) (大変通貨の運用の投図に
  - (以下「投資顧問契約」といいます。) に基づき、委託会社より株式、債券および通貨の運用の指図に 関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。
- c. 受託会社(三菱UF J 信託銀行株式会社(以下「受託銀行」といいます。))

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、 基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

#### d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書(以下「募集・販売契約」といいます。)に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。



#### <ご参考>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2015年12月末現在、グループ全体で1兆827億米ドル(約131兆円\*)の資産を運用しています。

\*米ドルの円貨換算は便宜上、2015年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=120.61円)により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

#### ② 委託会社等の概況

#### a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です(本書提出日現在)。

#### b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

#### c. 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数	所有比率
איין איירואין איי	11//	(株)	(%)
ゴールドマン・サックス・アセット・	アメリカ合衆国ニューヨーク州		
マネジメント・インターナショナル・	ニューヨーク市ウェスト・ストリート	6, 400	100
ホールディングス・エルエルシー	200番地		

#### 2【投資方針】

- (1) 【投資方針】
- a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長をはかることを目標として運用を行います。

- b. 本ファンドの運用方針
  - ・本ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
  - ・原則として、マザーファンドの受益証券の組入れ比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)。
  - ・投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を行うこともあります。
  - ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。
- c. マザーファンドの運用方針
  - ・マザーファンドは日本を含む世界各国の株式・債券・円短期金融商品を主要投資対象とします(株式先物・債券先物取引等を含みます。また、円短期運用を目的として、非円建ての短期金融商品に投資し円へッジすることがあります。)。
  - ・計量モデルを組み合わせて、世界分散投資と資産間の分散投資を行います。
    - (a) 資産間配分、国別配分、および通貨配分を決定し、ポートフォリオを構築します。ポートフォリオの構築には、ゴールドマン・サックスが開発したファンダメンタル分析に基づく計量モデル\*を用い、ポートフォリオの最適化を図ります。
    - (b) 運用期間中を通じて、世界各国の先物取引、為替予約等を使用し、市場配分・通貨配分の見直しを行います。
  - ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。 \*ポートフォリオは、主に単独絶対リターン・モデル(各国の資産についてのリターン予測)、市場間リターン・スプレッド・モデル(各国間の資産における相対的なリターンの差を予測)、ブラック・リターマン・モデル(均衡リターン評価モデル)による最適化をめざします。単独絶対リターン・モデル、市場間リターン・スプレッド・モデルは、対象資産の市場価値、成長性、インフレーション、市場モメンタム、信用リスク等の観点から、割安なポートフォリオの構築をめざします。一方、ブラック・リターマン・モデルは、均衡状態に収束するという前提にたって最適なリターンとリスクのバランスを計算します。これらの組み合わせにより、モデルを1つだけ用いたときには難しい、安定的かつバランスのとれた資産配分による運用をめざします。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化をはかるため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・	アメリカ合衆国	本ファンドおよびマザー	別に定める取り決めに基づき
アセット・マネジメント・	ニューヨーク州	ファンドの株式、債券お	当事者間で支払われるものと
エル・ピー	ニューヨーク市	よび通貨の運用	し、信託財産からの直接的な
(GSAMニューヨーク)			支払いは行いません。

#### (2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類(信託約款第17条の2)

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。)
  - ハ. 金銭債権

- 二. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券 (信託約款第18条第1項)

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下、関連する限度において同じ。)は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券 (以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。) および新株予約権証券 (外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同 じ。)
- 9. 投資信託証券(外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。但し、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)
- 10. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
- 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 14. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1. の証券または証書および7. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から5. までの証券および7. の証券のうち2. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象(信託約款第18条第2項および第3項)

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が 運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1. ないし6. に掲げる金融商品により運用す ることの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

- 1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすること。
- 2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすること。
- 3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。
- 4. わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引(なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
- 5. 信託財産に属する資産\*の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすること。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6. 信託財産に属する資産\*の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うこと の指図をすること。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金 利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
- 8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンド の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動 リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の 資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れ その他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定 (現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上 当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡 しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

- \*「信託財産に属する資産」とは、信託財産に属する各資産の額とマザーファンドの信託財産に属する各資産のうち信託財産に 属するとみなした額との合計額を意味します。
- (注)本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

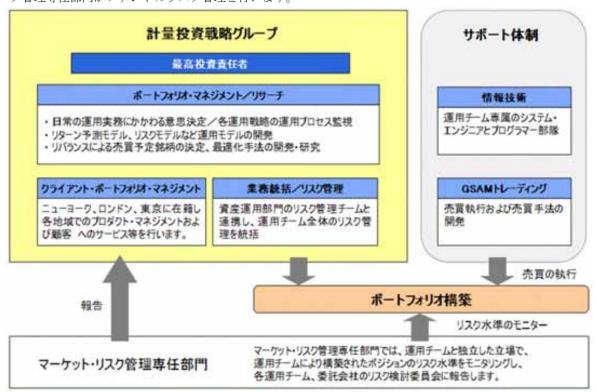
本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物

外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを 合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引を いいます。

## (3) 【運用体制】

#### a. 組織

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループが主として担当します。同グループの組織体制の特徴としては、経験・知識を共有化するチーム運用体制、豊富な実務経験と学識経験の融合といったことが挙げられます。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



- (注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留める ことをめざすことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリ スクの低減を目的とするものではありません。
- (注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

#### b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)。

#### c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を 含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運 営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、 検討、決定等を月次で行います。

#### (4)【分配方針】

年1回決算を行い、毎計算期末(毎年9月14日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

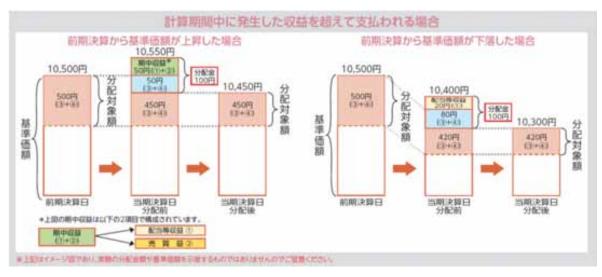
- ① 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入および売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
- ※ 本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。
- ※ 収益分配金は、税金を差引いた後、各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資 されます。なお、確定拠出年金にかかる運用の場合には、適用される税制にしたがい再投資が行われま す。
- ※ 収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申出ることができま す。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

#### <収益分配金に関わる留意点>

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払 われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益 率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。



上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資 家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、 本ファンドの基準価額が減価することに十分ご留意ください。

#### (5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

- (a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
  - 1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
  - 2. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。ただし、レバレッジ等の目的で使用するものではなく、現物資産などに比較しその流動性や取引コストなどの投資効率の観点から使用します。
  - 3. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
  - 4. 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
  - 5. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方 法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
  - 6. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の 時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなし た額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

#### (b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲(信託約款第20条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に 上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株 式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株 引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

信用取引により株券を売り付けることの指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

3. 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第23条)

信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の 純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、当該売付に係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 公社債の借入れ(信託約款第24条)

公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

5. 先物取引等の運用指図 (信託約款第25条)

委託会社は、以下の指図を行うことができます。

・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプ

ション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引(選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ))

- ・わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および た物オプション取引
- ・わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引
- 6. スワップ取引の運用指図(信託約款第26条)

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図 (信託約款第27条)

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 同一銘柄の転換社債等への投資制限(信託約款第28条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

9. 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第29条)

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の 時価の50%を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。 10. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第30条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

11. 外国為替予約の指図および範囲(信託約款第31条)

外国為替の売買の予約取引の指図は、本ファンドの信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額およびマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額のうち信託財産に属するとみなした額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する

外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該 予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 12. 資金の借入れ (信託約款第39条)

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- (i) 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金 の額の範囲内。
- (ii) 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
- (iii) 借入れ指図を行う目における本ファンドの信託財産の純資産総額の10%以内。

上記の借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

ただし、収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

#### (c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

#### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンド に関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留 意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意ください。

#### (a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものがあげられます。

#### 1. 株式投資リスク (価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、株式への投資を行いますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

#### 2. 債券投資リスク (価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下する と上昇します。また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、 債券の値動きの幅および信用リスクは、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくな る傾向があります。

#### 3. 為替リスク

本ファンドの実質的な主要投資対象は外貨建資産であり、一般に外貨建資産への投資には為替リスクが伴いますが、本ファンドは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります(ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。)。また、本ファンドは、ヘッジ目的に限らず、ファンド全体の収益向上をめざす目的でも為替予約取引等により多通貨運用を行います。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

#### 4. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

#### 5. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

#### (b) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、MSCIワールド・インデックス (円ヘッジ) 40%+JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (グローバル) (円ヘッジ) 40%+円1ヵ月LIBOR20%をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスをめざしますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。

#### (c) 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

## (d) 為替ヘッジに関わる留意点

本ファンドは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ・コストがかかります。したがって、為替ヘッジを行うことにより、一般に投資家が高金利国へ投資

するメリットまたは低金利国へ投資するデメリットは相殺されます。この金利差が縮小する場合には、ヘッジ・コストは減少します。逆に、この金利差が拡大する場合には、ヘッジ・コストは増加します。現在の国内外金利差を前提とすると、対円で100%為替ヘッジされた外貨建資産の収益は、その為替ヘッジ前の収益から短期金利差を差引いたものになります。実際のポートフォリオの通貨配分においては、ベンチマークからかい離した通貨のアクティブ運用を行うため、このアクティブ運用にかかる部分は、為替変動の影響を受けることになります。

(e) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(f) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(g) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

(h) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(i) 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当(および同様の支払い)の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)について>

外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)(以下「FATCA」といいます。)として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する(i)2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、(ii)2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および(iii)2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い(またはその一部)は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定(以下「日米政府間協定」といいます。)を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約(以下「FFI契約」といいます。)を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」(すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人)および(一定の場合)特定米国人により所有される非米国人(以下「米国所有外国事業体」といいます。)に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認する

> }

- 2. FATCAを遵守していない受益者の情報(まとめて)、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
- 3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

- (j) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点 法令・税制・会計等は変更される可能性があります。
- (k) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。 委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・ リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事 項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

- (注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。
- (注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

#### (3) 参考情報

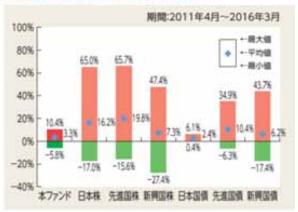
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

# 本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

# 本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ●グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ●すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは 限りません。
- ●上記のグラフは、過去5年間の各月末における直 近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表 示したものです。

#### ●各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債:シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・

ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### 4 【手数料等及び税金】

- (1) 【申込手数料】
- (a) 3.78% (税抜3.5%) を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに申込みに関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

#### (2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)請求には手数料はかかりません。

#### (3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率2.16%(税抜2%)を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先および	委託会社	販売会社	受託銀行
役務の内容	(ファンドの運用、受託	(購入後の情報提供、運用	(ファンドの財産の管
	銀行への指図、基準価額	報告書等各種書類の送	理、委託会社からの指図
販売会社の	の算出、目論見書・運用	付、分配金・換金代金・	の実行等)
取扱いに係る純資産総額	報告書等の作成等)	償還金の支払い業務等)	
200/奈田土港の郊八	年率1.026%	年率1.026%	年率0.108%
300億円未満の部分	(税抜0.95%)	(税抜0.95%)	(税抜0.10%)
200倍円以上の郊八	年率0.864%		年率0.108%
300億円以上の部分	(税抜0.80%)	(税抜1.10%)	(税抜0.10%)

なお、委託会社の報酬には投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは 行いません。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から 支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報 酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払 われます。

## (4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・ 税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに 関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファ ンドに関連して生じたと認めるものを含みます。)

上記(a) から(d) 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もった

うえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に 応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終 了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

#### (5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税 法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務 専門家等にご確認されることをお勧めします。

### 個人の受益者の場合\*1

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315%*2
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×20.315%* <sup>2</sup>
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315%*2

<sup>\*1</sup> 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

\*2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金(特別分配金)は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。 また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる 場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

また、確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。 本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、少額投資非課税制度 (NISA) の適用対象です。

#### 少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ) | をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・20歳以上の方・・・毎年、年間120万円まで
- ・20歳未満の方・・・毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間 (5年) 以内に信託期間が終了 (繰上償還) した場合、制度上、本ファンドで利用した 非課税投資額 (NISA枠) を再利用することはできません。

#### <個別元本について>

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。なお、個別元本方式への移行時にすでに受益権を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益権に係る個別元本となります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつ

ど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。)

#### <収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払 戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### ① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税(配当控除の適用なし)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで: 20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限ります。)、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および譲渡所得等ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

#### ② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として 15% (所得税15%) の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:15.315% (所得税15.315%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

#### <換金時および償還時の課税について>

#### ① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで: 20.315% (所得税15.315%、地方税5%)

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および譲渡所得等ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

## ② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15% (所得税15%) の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで: 15.315% (所得税15.315%)

## 5【運用状況】

## (1) 【投資状況】

(2016年3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	16, 994, 039, 323	100. 10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	△17, 084, 519	△0. 10
合計(純資産総額)	_	16, 976, 954, 804	100.00

<sup>(</sup>注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 参考情報

<ダ・ヴィンチ マザーファンド>

(2016年3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
特殊債券	アメリカ	20, 052, 803, 647	79. 38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	5, 209, 733, 504	20.62
合計(純資産総額)	_	25, 262, 537, 151	100.00

<sup>(</sup>注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

## ①【投資有価証券の主要銘柄】

(2016年3月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益 証券	ダ・ヴィンチ マザー ファンド	10, 151, 755, 868	1.6563	16, 814, 533, 290	1.6740	16, 994, 039, 323	100. 10

#### 種類別及び業種別投資比率 (2016年3月31日現在)

種類	投資比率(%)		
親投資信託受益証券	100. 10		
合計	100. 10		

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 参考情報

<ダ・ヴィンチ マザーファンド>

(2016年3月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	特殊債券	FHLB DISCOUNT NT 0%	178, 024, 000	11, 247. 83	20, 023, 837, 378	11, 264. 10	20, 052, 803, 647	-	2016/5/16	79. 38

#### 種類別及び業種別投資比率 (2016年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
特殊債券	79. 38
合計	79. 38

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## ②【投資不動産物件】

(2016年3月31日現在) 該当事項はありません。

## 参考情報

<ダ・ヴィンチ マザーファンド> (2016年3月31日現在) 該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】 (2016年3月31日現在) 該当事項はありません。

## 参考情報

## <ダ・ヴィンチ マザーファンド>

## 有価証券先物取引等

(2016年3月31日現在)

										(2016年3月31)	1 児仕/
資産の 種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額金額	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物	日本	大阪証券取引所	東証株価指数 先物	買建	113	日本円	1, 524, 119, 264	1, 524, 119, 264	1, 522, 675, 000	1, 522, 675, 000	6. 03
取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	DJIA MINI	買建	4	米ドル	338, 287. 08	38, 118, 188	352, 440	39, 712, 939	0. 16
	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	419	米ドル	41, 477, 551. 63	4, 673, 690, 518	43, 056, 440	4, 851, 599, 659	19. 20
	アメリカ	シカゴ商業取引所	NSDQ100 MINI	売建	3	米ドル	257, 118. 69	28, 972, 133	268, 920	30, 301, 905	△0. 12
	アメリカ	インターコンチネン タル取引所	RUSSELL MINI	買建	2	米ドル	213, 714. 2	24, 081, 317	221, 400	24, 947, 352	0. 10
	カナダ	モントリオール取引 所	S&P/TSE 60	売建	23	カナダ ドル	3, 631, 539	315, 181, 269	3, 628, 940	314, 955, 702	△1.25
	ドイツ	ユーレックス・ドイ ツ金融先物取引所	DAX DTB	買建	47	ユーロ	11, 764, 177. 55	1, 502, 285, 473	11, 856, 925	1, 514, 129, 322	5. 99
	イタリア	イタリア証券取引所	S&P/MIB	買建	62	ユーロ	5, 718, 070. 8	730, 197, 642	5, 562, 640	710, 349, 128	2. 81
	フランス	Marche des Options Negociables de Paris	CAC40	買建	135	ユーロ	6, 014, 445. 75	768, 044, 722	5, 998, 725	766, 037, 182	3. 03
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200	売建	81	オースト ラリア ドル	10, 410, 290. 1	897, 887, 520	10, 110, 825	872, 058, 656	△3. 45
	イギリス	ロンドン国際金融先 物オプション取引所	FTSE 100	買建	76	英ポンド	4, 616, 966. 89	747, 579, 279	4, 672, 100	756, 506, 432	2. 99
	スイス	ユーレックス・ チューリッヒ取引所	SWISS MKT	買建	12	スイス フラン	943, 098. 6	110, 097, 331	925, 680	108, 063, 883	0. 43
	香港	香港先物取引所	HANG SENG	買建	46	香港ドル	47, 397, 250	688, 682, 043	47, 966, 500	696, 953, 245	2. 76
	シンガ ポール	シンガポール取引所	MSCI SING	買建	19	シンガ ポール ドル	614, 779. 2	51, 217, 255	612, 845	51, 056, 116	0. 20
	オランダ	アムステルダム取引 所	AEX	買建	14	ユーロ	1, 241, 271. 5	158, 510, 371	1, 248, 380	159, 418, 126	0.63
	スペイン	スペイン金融先物取 引所 (マドリード)	IBEX 35	売建	27	ユーロ	2, 421, 178. 13	309, 184, 447	2, 385, 990	304, 690, 923	△1.21
	スウェーデン	Nasdaq Omx Europe	OMXS30	売建	137	スウェー デン クローナ	18, 971, 897	262, 760, 772	18, 597, 750	257, 578, 837	△1.02
債券先 物取引	日本	大阪証券取引所	長期国債標準 物先物	買建	32	日本円	4, 839, 852, 800	4, 839, 852, 800	4, 841, 600, 000	4, 841, 600, 000	19. 17
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 1606	買建	211	米ドル	27, 482, 503. 1	3, 096, 728, 450	27, 433, 297. 93	3, 091, 184, 009	12. 24
	カナダ	モントリオール取引 所	MON 10Y 1606	買建	10	カナダ ドル	1, 422, 980	123, 500, 434	1, 411, 300	122, 486, 726	0. 48
	ドイツ	ユーレックス・ドイ ツ金融先物取引所	BUND10Y 1606	買建	82	ユーロ	13, 325, 119. 23	1, 701, 617, 726	13, 387, 320	1, 709, 560, 764	6. 77
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y 1606	買建	9	オースト ラリア ドル	1, 174, 892. 98	101, 334, 520	1, 177, 654. 32	101, 572, 685	0.40
	イギリス	ロンドン国際金融先 物オプション取引所	GILT 1606	買建	118	英ポンド	14, 305, 736. 14	2, 316, 384, 795	14, 261, 480	2, 309, 218, 840	9. 14
				_			_		_	_	

- (注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。
- (注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価して おります。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引に ついては、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

## (3) 【運用実績】

## ①【純資産の推移】

2016年3月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額(円) (分配落)	1ロ当たり純 資産額(円) (分配付)
第10計算期間末	(2006年9月14日)	49, 259	50, 979	1. 0028	1. 0378
第11計算期間末	(2007年9月14日)	41, 896	41, 896	0. 9935	0. 9935
第12計算期間末	(2008年9月16日)	33, 531	33, 531	0. 8773	0.8773
第13計算期間末	(2009年9月14日)	30, 371	30, 371	0.8460	0.8460
第14計算期間末	(2010年9月14日)	28, 993	28, 993	0. 8845	0.8845
第15計算期間末	(2011年9月14日)	25, 900	25, 900	0.8610	0.8610
第16計算期間末	(2012年9月14日)	25, 481	25, 481	0. 9352	0. 9352
第17計算期間末	(2013年9月17日)	22, 782	22, 782	0. 9844	0. 9844
第18計算期間末	(2014年9月16日)	19, 560	19, 947	1. 0116	1. 0316
第19計算期間末	(2015年9月14日)	17, 762	17, 849	1. 0131	1. 0181
	2015年3月末日	19, 583	-	1. 0630	_
	4月末日	19, 194	_	1. 0540	_
	5月末日	19, 113	-	1. 0583	
	6月末日	18, 529	-	1. 0371	_
	7月末日	18, 687	-	1. 0507	
	8月末日	18, 048	-	1. 0244	
	9月末日	17, 565	ĺ	0. 9984	1
	10月末日	18, 006	-	1. 0286	
	11月末日	17, 862	ĺ	1. 0348	1
	12月末日	17, 449		1. 0188	
	2016年1月末日	16, 936		0. 9895	_
	2月末日	16, 693	_	0. 9904	_
	3月末日	16, 976	_	1. 0085	_

<sup>(</sup>注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

## ②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第10計算期間	2005年9月15日~2006年9月14日	0. 0350
第11計算期間	2006年9月15日~2007年9月14日	0.0000
第12計算期間	2007年9月15日~2008年9月16日	0.0000
第13計算期間	2008年9月17日~2009年9月14日	0.0000
第14計算期間	2009年9月15日~2010年9月14日	0.0000
第15計算期間	2010年9月15日~2011年9月14日	0.0000
第16計算期間	2011年9月15日~2012年9月14日	0.0000
第17計算期間	2012年9月15日~2013年9月17日	0.0000
第18計算期間	2013年9月18日~2014年9月16日	0. 0200
第19計算期間	2014年9月17日~2015年9月14日	0.0050

## ③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第10計算期間	2005年9月15日~2006年9月14日	3. 2
第11計算期間	2006年9月15日~2007年9月14日	△0.9
第12計算期間	2007年9月15日~2008年9月16日	△11.7
第13計算期間	2008年9月17日~2009年9月14日	△3. 6
第14計算期間	2009年9月15日~2010年9月14日	4. 6
第15計算期間	2010年9月15日~2011年9月14日	△2. 7
第16計算期間	2011年9月15日~2012年9月14日	8. 6
第17計算期間	2012年9月15日~2013年9月17日	5. 3
第18計算期間	2013年9月18日~2014年9月16日	4.8
第19計算期間	2014年9月17日~2015年9月14日	0. 6
第20中間計算期間	2015年9月15日~2016年3月14日	△1.3

## (4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数 (口)	発行済み口数(口)
第10計算期間	2005年9月15日~2006年9月14日	8, 357, 361, 092	19, 803, 949, 062	49, 124, 139, 753
第11計算期間	2006年9月15日~2007年9月14日	4, 374, 849, 626	11, 328, 795, 173	42, 170, 194, 206
第12計算期間	2007年9月15日~2008年9月16日	2, 097, 398, 092	6, 047, 271, 003	38, 220, 321, 295
第13計算期間	2008年9月17日~2009年9月14日	1, 771, 571, 617	4, 090, 827, 161	35, 901, 065, 751
第14計算期間	2009年9月15日~2010年9月14日	1, 494, 732, 752	4, 616, 794, 842	32, 779, 003, 661
第15計算期間	2010年9月15日~2011年9月14日	1, 328, 900, 195	4, 025, 651, 426	30, 082, 252, 430
第16計算期間	2011年9月15日~2012年9月14日	1, 052, 892, 591	3, 889, 505, 588	27, 245, 639, 433
第17計算期間	2012年9月15日~2013年9月17日	990, 014, 445	5, 093, 063, 131	23, 142, 590, 747
第18計算期間	2013年9月18日~2014年9月16日	846, 866, 263	4, 652, 629, 346	19, 336, 827, 664
第19計算期間	2014年9月17日~2015年9月14日	1, 239, 682, 848	3, 044, 228, 874	17, 532, 281, 638
第20中間 計算期間	2015年9月15日~2016年3月14日	455, 685, 668	1, 149, 271, 122	16, 838, 696, 184

#### (参考) 運用実績

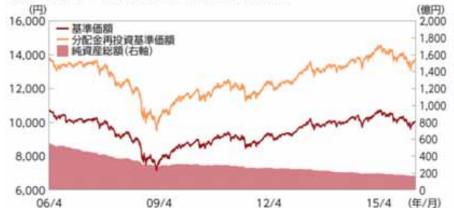
#### 最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

#### 2016年3月31日現在

#### 基準価額・純資産の推移

2006年4月3日~2016年3月31日(設定日:1996年9月27日)



### 基準価額·純資産総額

基準価額 10,085円 純資産総額 169.8億円

# 期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド				
1ヵ月	1.83%				
3ヵ月	-1.01%				
6ヵ月	1.01%				
1年	-4.66%				
3年	4.83%				
5年	13.46%				
設定来	37.51%				

◆分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

#### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	11/9/14	12/9/14	13/9/17	14/9/16	15/9/14	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	200円	50円	3,300円

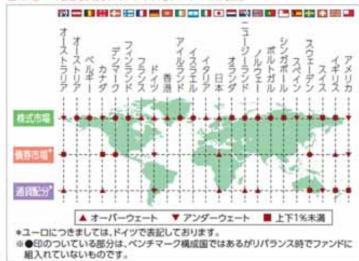
●連用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

#### 主要な資産の状況

#### 資産配分の状況(2016年3月リバランス時点)

	株式	債券	円短期金融商品
標準となる 資産配分 (ペンチマーク)	40%	40%	20%
今回 リパランス時	37%	42%	21%

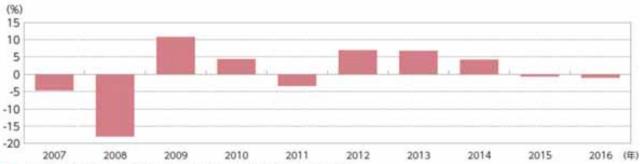
#### 各市場への投資状況(2016年3月リバランス時点)



#### 資產配分推移(設定来)



#### 年間収益率の推移



- ●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
- ●2016年は1月から3月末までの騰落率を表示しています。

## 第2【管理及び運営】

#### 1【申込(販売)手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お 買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日\*1受付けます。毎営業日の午後3時\*2までに、お 買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込 分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。
  - \*1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受付いたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、「ロンドンまたはニューヨークの休業日」においてもこれを受付けるものとします。
  - \*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。
- (2) お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」(販売会社によっては名称が異なる場合があります。)を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、確定拠出年金または変額年金を通じてお買付のお申込みを行う場合は、当該定めに従うものとします。
- (3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込 手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資す る場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能 です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称: ダビンチ)。

- (4) お買付単位は、販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。
- (5) お買付代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

#### 2【換金(解約)手続等】

- (1) ご換金 (解約) のお申込みは、毎営業日\*1受付けます。毎営業日の午後3時\*2までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。
  - \*1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。
  - \*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。
- (2) 受益者は、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間:営業目の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称: ダビンチ)。

- (5) 一部解約代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社 を通じて受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

#### 3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:ダビンチ)。年1回(9月)の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は1996年9月27日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### (4) 【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年9月15日から翌年9月14日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は1996年9月27日から1997年9月14日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

#### (5) 【その他】

#### a. 信託の終了

#### (a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### (b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b. に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。)、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし、他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは(新受託者の選任を行う場合は、下記b. に定める手続を準用します。)、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を

行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に 異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしま せん。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### c. 反対者の買取請求権

上記 a. に規定する信託契約の解約または上記 b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 a. または上記 b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

#### d. 関係法人との契約の更改等

## (a) 募集·販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### (b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が 整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合している ことを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

#### g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g. において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速 やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価 証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利 を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金 (解約)手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を 通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。 受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込ん だ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 換金 (解約) 手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金 (解約) 手続等」をご覧ください。

# 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号) 並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基 づき作成しております。
  - なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(平成26年9月17日から平成27年9月14日まで)の財務諸表について、PwCあらた監査法人による監査を受けております。

### 独立監査人の監査報告書

平成27年10月21日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

## PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士

公部会計士 为 万工水本 2 2

間定社員 公認会計士 J 12 1まま

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」 に掲げられているダ・ヴィンチの平成26年9月17日から平成27年9月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、 貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 ダ・ヴィンチの平成27年9月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべて の重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 1【財務諸表】

# 【ダ・ヴィンチ】

# (1)【貸借対照表】

区分	注記番号	第18期 (平成26年9月16日現在)	第19期 (平成27年9月14日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		20, 172, 710, 102	18, 054, 624, 238
未収入金		36, 137, 337	13, 052, 643
流動資産合計		20, 208, 847, 439	18, 067, 676, 881
資産合計		20, 208, 847, 439	18, 067, 676, 881
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		386, 736, 553	87, 661, 408
未払解約金		36, 137, 337	13, 052, 643
未払受託者報酬		11, 162, 792	10, 164, 480
未払委託者報酬		212, 093, 000	193, 125, 071
その他未払費用		1, 789, 540	1, 481, 174
流動負債合計		647, 919, 222	305, 484, 776
負債合計		647, 919, 222	305, 484, 776
純資産の部			
元本等			
元本		19, 336, 827, 664	17, 532, 281, 638
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		224, 100, 553	229, 910, 467
(分配準備積立金)		616, 786, 724	529, 576, 731
元本等合計		19, 560, 928, 217	17, 762, 192, 105
純資産合計		19, 560, 928, 217	17, 762, 192, 105
負債純資産合計		20, 208, 847, 439	18, 067, 676, 881

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記番号	第18期 自 平成25年9月18日 至 平成26年9月16日	第19期 自 平成26年9月17日 至 平成27年9月14日
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
有価証券売買等損益		1, 463, 756, 282	579, 471, 258
営業収益合計		1, 463, 756, 282	579, 471, 258
営業費用			
受託者報酬		22, 541, 559	20, 565, 259
委託者報酬		428, 289, 576	390, 739, 750
その他費用		3, 880, 770	3, 509, 269
営業費用合計		454, 711, 905	414, 814, 278
営業利益又は営業損失 (△)		1, 009, 044, 377	164, 656, 980
経常利益又は経常損失 (△)		1, 009, 044, 377	164, 656, 980
当期純利益又は当期純損失(△)		1, 009, 044, 377	164, 656, 980
<ul><li>一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)</li></ul>		114, 808, 274	70, 809, 187
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△360, 497, 104	224, 100, 553
剰余金増加額又は欠損金減少額		77, 098, 107	36, 012, 566
当期一部解約に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		71, 083, 369	_
当期追加信託に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		6, 014, 738	36, 012, 566
剰余金減少額又は欠損金増加額		_	36, 389, 037
当期一部解約に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		_	36, 389, 037
分配金		386, 736, 553	87, 661, 408
期末剰余金又は期末欠損金(△)		224, 100, 553	229, 910, 467

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第18期 自 平成25年9月18日 至 平成26年9月16日	第19期 自 平成26年9月17日 至 平成27年9月14日
1. 有価証券の評価基準及び評	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
価方法	移動平均法に基づき、親投資信託受	同左
	益証券の基準価額で評価しておりま	
	す。	
2. その他財務諸表作成のた	計算期間の取扱い	計算期間の取扱い
めの基本となる重要な事	平成25年9月14日、その翌日及び翌々	平成26年9月14日及びその翌日が休
項	日が休業日のため、当計算期間期首は平	業日のため、当計算期間期首は平成26
	成25年9月18日としております。また、	年9月17日としております。
	平成26年9月14日及びその翌日が休業日	
	のため、当計算期間末日は平成26年9月	
	16日としております。	

### (貸借対照表に関する注記)

	区分	第18期 (平成26年9月16日現在)	第19期 (平成27年9月14日現在)
1.	元本の推移		
	期首元本額	23, 142, 590, 747円	19, 336, 827, 664円
	期中追加設定元本額	846, 866, 263円	1, 239, 682, 848円
	期中一部解約元本額	4, 652, 629, 346円	3, 044, 228, 874円
2.	受益権の総数	19, 336, 827, 664 □	17, 532, 281, 638 □

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第18期 自 平成25年9月18日 至 平成26年9月16日	第19期 自 平成26年9月17日 至 平成27年9月14日	
分配金の計算過程			
費用控除後の配当等収益額	8, 542, 706円	1, 345, 992円	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	397, 700, 412円	92, 501, 801円	
収益調整金額	856, 565, 566円	812, 514, 807円	
分配準備積立金額	597, 280, 159円	523, 390, 346円	
本ファンドの分配対象収益額	1, 860, 088, 843円	1, 429, 752, 946円	
本ファンドの期末残存口数	19, 336, 827, 664 □	17, 532, 281, 638 □	
1 口当たり収益分配対象額	0. 096194円	0. 081549円	
1口当たり分配金額	0. 0200円	0.0050円	
収益分配金金額	386, 736, 553円	87, 661, 408円	

<sup>(</sup>注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

## (金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 本ファンドは配換投資信託を登証券であり、売買目的で保有しております。 をは親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する活動性リスクがあります。 コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているが、また日々のボジションのモニタリングを行っております。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたボジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ	1 金融傾品の状況に関する事 区分	第18期 自 平成25年9月18日 至 平成26年9月16日	第19期 自 平成26年9月17日 至 平成27年9月14日
て、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。			
に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保存しております。投資対象であり、売買的で保存しております。大投資対象であり、売買いる場所品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する活動性リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する活動性リスクがあります。 コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託的教等に実際の売買取引が則つているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームとは独立した立場で、運用チームとは独立した立場で、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ	1. 金融商品に対する取組方針		同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク 本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは高いの発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。 コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームとは独立した立場で、運用チームとはり構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ			
2. 金融商品の内容及びそのリスク  本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。 コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のボジションのモニタリングを行っております。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームとは独立した立場で、運用チームとは独立した立場で、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたボジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ			
産は親投資信託受益証券であり、売 買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリ スクは価格が変動する事によって発 生する市場リスク、金融商品の発行 者や取引先等の経営・財務状況が悪 化した場合に発生する信用リスク、 及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。 コンプライアンス部門ならびにオーペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約 素等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとはり構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ			
関目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。  3.金融商品に係るリスク管理体制  3.金融商品に係るリスク管理体制  3.金融商品に係るリスク管理体制  コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行つております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームとは独立した立場で、運用チームとは独立した立場で、運用チームとは独立した立場で、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会に、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ	2. 金融商品の内容及びそのリスク		同左
投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。  3.金融商品に係るリスク管理体制  3.金融商品に係るリスク管理体制  コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームとは独立した立場で、運用チームとより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ		産は親投資信託受益証券であり、売	
スクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。 コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームとより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。リスク検討委員会に報告します。リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ		買目的で保有しております。	
生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。 コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームとより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ		投資対象とする金融商品の主なリ	
者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームとより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。リスク検討委員会に報告します。リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ		スクは価格が変動する事によって発	
化した場合に発生する信用リスク、 及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。 コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ		生する市場リスク、金融商品の発行	
及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。  3.金融商品に係るリスク管理体制  コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームとより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。リスク検討委員会に報告します。リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ		者や取引先等の経営・財務状況が悪	
い場合に発生する流動性リスクがあります。 コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。リスク検討委員会に報告します。リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ		化した場合に発生する信用リスク、	
ります。 コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。リスク検討委員会に報告します。リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ		及び金融商品の取引量が著しく乏し	
3.金融商品に係るリスク管理体制 コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ		い場合に発生する流動性リスクがあ	
ペレーション部門では、運用チーム から独立した立場で、法令や信託約 款等に実際の売買取引が則っている か、また日々のポジションのモニタ リングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門 では、運用チームとは独立した立場 で、運用チームにより構築されたポ ジションのリスク水準をモニタリン グし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コ ンプライアンス部を含む各部署の代 表から構成されており、マーケッ		ります。	
から独立した立場で、法令や信託約 款等に実際の売買取引が則っている か、また日々のポジションのモニタ リングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門 では、運用チームとは独立した立場 で、運用チームにより構築されたポ ジションのリスク水準をモニタリン グし、各運用チーム、リスク検討委 員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コ ンプライアンス部を含む各部署の代 表から構成されており、マーケッ	3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオ	同左
<ul> <li>款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ</li> </ul>		ペレーション部門では、運用チーム	
か、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ		から独立した立場で、法令や信託約	
リングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ		款等に実際の売買取引が則っている	
マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ		か、また日々のポジションのモニタ	
では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケッ		リングを行っております。	
で、運用チームにより構築されたポ ジションのリスク水準をモニタリン グし、各運用チーム、リスク検討委 員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コ ンプライアンス部を含む各部署の代 表から構成されており、マーケッ		マーケット・リスク管理専任部門	
ジションのリスク水準をモニタリン グし、各運用チーム、リスク検討委 員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コ ンプライアンス部を含む各部署の代 表から構成されており、マーケッ		では、運用チームとは独立した立場	
グし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コ ンプライアンス部を含む各部署の代 表から構成されており、マーケッ		で、運用チームにより構築されたポ	
員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コ ンプライアンス部を含む各部署の代 表から構成されており、マーケッ		ジションのリスク水準をモニタリン	
リスク検討委員会は、法務部・コ ンプライアンス部を含む各部署の代 表から構成されており、マーケッ		グし、各運用チーム、リスク検討委	
ンプライアンス部を含む各部署の代 表から構成されており、マーケッ		員会に報告します。	
表から構成されており、マーケッ		リスク検討委員会は、法務部・コ	
		ンプライアンス部を含む各部署の代	
) and the state of		表から構成されており、マーケッ	
ト・リスク管埋専任部門からの報告		ト・リスク管理専任部門からの報告	
事項に対して、必要な報告聴取、調		事項に対して、必要な報告聴取、調	
査、検討、決定等を月次で行いま		査、検討、決定等を月次で行いま	
す。		す。	

# Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 自 平成25年9月18日 至 平成26年9月16日	第19期 自 平成26年9月17日 至 平成27年9月14日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれら	金融商品は時価で計上しているた	同左
の差額	め記載を省略しております。	
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品	(1) 有価証券以外の金融商品
	有価証券以外の金融商品につい	同左
	ては、短期間で決済され、時価は	
	帳簿価額と近似しているため、当	
	該帳簿価額を時価としておりま	
	す。	
	(2) 有価証券	(2) 有価証券
	「(重要な会計方針に係る事	同左
	項に関する注記)」の「有価証	
	券の評価基準及び評価方法」に	
	記載しております。	
3. 金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価には、市場価格に	同左
いての補足説明	基づく価額のほか、市場価格がない	
	場合には合理的に算定された価額が	
	含まれております。当該価額の算定	
	においては一定の前提条件等を採用	
	しているため、異なる前提条件等に	
	よった場合、当該価額が異なること	
	もあります。	

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

<b>经</b>	第18期 (平成26年 9 月16日現在)	第19期 (平成27年 9 月14日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1, 336, 747, 766	526, 849, 265
合計	1, 336, 747, 766	526, 849, 265

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

### (1口当たり情報)

区分	第18期 (平成26年 9 月16日現在)	第19期 (平成27年 9 月14日現在)	
1口当たり純資産額	1.0116円	1.0131円	

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## ① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

## (イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ダ・ヴィンチ マザーファンド	10, 864, 498, 880	18, 054, 624, 238	
	合計		10, 864, 498, 880	18, 054, 624, 238	

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

### 参考情報

本ファンドは、「ダ・ヴィンチ マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## (1) 貸借対照表

ы. Д.	注記	(平成26年9月16日現在)	(平成27年9月14日現在)
区分	番号	金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		519, 999, 097	380, 619, 580
金銭信託		460, 994	783, 085
コール・ローン		9, 088, 085, 473	3, 726, 697, 316
国債証券		_	21, 477, 987, 540
特殊債券		43, 803, 117, 099	_
派生商品評価勘定		193, 618, 248	149, 257, 481
未収入金		1, 013, 900, 478	1, 826, 249, 681
未収利息		9, 591	2, 822
前払金		147, 460	158, 075
差入委託証拠金		1, 647, 717, 821	1, 301, 280, 067
流動資産合計		56, 267, 056, 261	28, 863, 035, 647
資産合計		56, 267, 056, 261	28, 863, 035, 647
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		965, 707, 305	411, 543, 202
前受金		184, 544, 583	1, 784, 851
未払金		2, 227, 821, 626	669, 849, 602
未払解約金		65, 423, 729	22, 609, 493
流動負債合計		3, 443, 497, 243	1, 105, 787, 148
負債合計		3, 443, 497, 243	1, 105, 787, 148
純資産の部			
元本等			
元本		32, 687, 902, 059	16, 702, 896, 123
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		20, 135, 656, 959	11, 054, 352, 376
元本等合計		52, 823, 559, 018	27, 757, 248, 499
純資産合計		52, 823, 559, 018	27, 757, 248, 499
負債純資産合計		56, 267, 056, 261	28, 863, 035, 647

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成25年9月18日 至 平成26年9月16日	自 平成26年9月17日 至 平成27年9月14日
1. 有価証券の評価基準及び評	国債証券、特殊債券	国債証券、特殊債券
価方法	個別法に基づき、法令及び一般社団	同左
	法人投資信託協会規則に従い、時価評	
	価しております。	
2. デリバティブの評価基準及	(1) 為替予約取引	(1) 為替予約取引
び評価方法	為替予約の評価は、原則として、	同左
	わが国における対顧客先物売買相場	
	の仲値によって計算しております。	
	(2) 先物取引	(2) 先物取引
	個別法に基づき、法令及び一般社	同左
	団法人投資信託協会規則に従い、時	
	価評価しております。	
3. その他財務諸表作成のため	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準
の基本となる重要な事項	外貨建取引については、「投資信託	同左
	財産の計算に関する規則」(平成12年	
	総理府令第133号)第60条に基づき、	
	取引発生時の外国通貨の額をもって記	
	録する方法を採用しております。	
	但し、同61条に基づき、外国通貨の	
	売却時において、当該外国通貨に加え	
	て、外貨建資産等の外貨基金勘定及び	
	外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資	
	産額に対する当該売却外国通貨の割合	
	相当額を当該外国通貨の売却時の外国	
	為替相場等で円換算し、前日の外貨基	
	金勘定に対する円換算した外貨基金勘	
	定の割合相当の邦貨建資産等の外国投	
	資勘定と、円換算した外貨基金勘定を	
	相殺した差額を為替差損益とする計理	
	処理を採用しております。	

## (貸借対照表に関する注記)

区分	(平成26年9月16日現在)	(平成27年9月14日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	41, 628, 515, 946円	32, 687, 902, 059円
期中追加設定元本額	864, 274, 142円	912, 285, 961円
期中一部解約元本額	9, 804, 888, 029円	16, 897, 291, 897円
期末元本額	32, 687, 902, 059円	16, 702, 896, 123円
元本の内訳		
ダ・ヴィンチ	12, 483, 112, 687円	10, 864, 498, 880円
GS グローバル・タク ティカル・アセット・ア ロケーション・ファンド (少人数私募/投資一任 契約専用)	11, 249, 415, 919円	一円
ダ・ヴィンチ VA	6, 897, 246, 654円	4, 436, 354, 824円
ダ・ヴィンチ VA2	2, 058, 126, 799円	1, 402, 042, 419円
2. 受益権の総数	32, 687, 902, 059 □	16, 702, 896, 123 □

# (金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成25年9月18日 至 平成26年9月16日	自 平成26年9月17日 至 平成27年9月14日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、特殊債券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連及び株式関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する金融商品の主なリスクは価格が変動するを融高品の主なリスクは価格が変動する情用リスク、全融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあ	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ります。 コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に表売の売買取引がリンのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームにより構築モニタト・リスク水準をモニタリングし、報告します。 リスク検討委員会は、法務部・ロンプライアンスの構成されており、マーケット・リスクを含むを含むない。 リスク検討委員会は、法務部・ロンプライアンス部と含むない。 カー・リスク管理専任部門で、必要な部署の代表から構成されており、いからの報、リスクでで、必要な報告で行います。 カー・リスク管理専任部間で、必要な報告で行います。 からに対して、必要な報告で行います。	同左

#### Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事	<u>垻</u>	
区分	自 平成25年9月18日 至 平成26年9月16日	自 平成26年9月17日 至 平成27年9月14日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額を近似しております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記ります。なお、市場価格がない場合には、市場品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的ななおりで記を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額をしており	(1) 有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	ます。 (3) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する連動では、市場の時間をいます。金融商品の時間には、市場価格が経過では、大きなのは、大きなのは、大きなのでは、大きなのは、大きなのでは、大きないのでは、いきないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、いきないのでは、大きないのでは、大きないのでは、いきないでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのではないのでは、いきないのではないのではないのではないいではないのではないのではないのではないのでは	(3) デリバティブ取引 同左 同左

### (有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

	(平成26年9月16日現在)	(平成27年9月14日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
国債証券	_	2, 660, 281	
特殊債券	△1,845,167	_	
合計	△1, 845, 167	2, 660, 281	

# (デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 株式関連

		(平成26年9月16日現在)			(平成27年9月14日現在)				
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
	株価指数 先物取引								
市場取引	買建	29, 592, 281, 606	_	29, 556, 750, 078	△35, 531, 528	11, 914, 248, 279	_	11, 683, 502, 552	△230, 745, 727
	売建	2, 094, 778, 295	l	2, 122, 486, 144	△27, 707, 849	689, 520, 664	-	668, 137, 017	21, 383, 647
	合計	31, 687, 059, 901	l	31, 679, 236, 222	△63, 239, 377	12, 603, 768, 943	l	12, 351, 639, 569	△209, 362, 080

## (2) 債券関連

		(平成26年9月16日現在)			(平成27年9月14日現在)				
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場	債券先物 取引								
取引	買建	18, 668, 879, 657	_	18, 563, 355, 710	$\triangle 105, 523, 947$	9, 501, 240, 068	_	9, 488, 264, 951	△12, 975, 117
	合計	18, 668, 879, 657	-	18, 563, 355, 710	△105, 523, 947	9, 501, 240, 068	_	9, 488, 264, 951	△12, 975, 117

## (3) 通貨関連

		(平成26年9月16日現在)				(平成27年9月14日現在)			
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
	為替予約 取引								
	買建								
	米ドル	1, 363, 238, 400	_	1, 370, 496, 000	7, 257, 600	2, 104, 007, 966	_	2, 107, 700, 000	3, 692, 034
	カナダ ドル	3, 767, 786, 210	_	3, 769, 350, 000	1, 563, 790	507, 654, 000	_	509, 544, 000	1,890,000
	ユーロ	1, 188, 197, 250	_	1, 196, 373, 750	8, 176, 500	518, 019, 300	_	530, 526, 250	12, 506, 950
	英ポン ド	1, 331, 851, 131	_	1, 357, 187, 500	25, 336, 369	458, 237, 500	_	465, 100, 000	6, 862, 500
	スイス フラン ス	_	_	_	-	731, 982, 112	-	733, 493, 750	1, 511, 638
	ウェー デンク ローナ	2, 033, 798, 400	_	2, 046, 800, 000	13, 001, 600	772, 770, 780	_	792, 720, 000	19, 949, 220
	ノル ウェー クロー ネ	1, 768, 741, 016	_	1, 767, 020, 000	$\triangle$ 1, 721, 016	_	_	-	-
市場	オース トラリ アドル	7, 351, 456, 170	_	7, 237, 083, 000	△114, 373, 170	_	_	-	_
取引 以外 の取 引	ニュー ジーラ ンドド ル	1, 755, 430, 500	_	1, 754, 370, 000	△1, 060, 500	372, 199, 100	_	371, 322, 000	△877, 100
	売建								
	米ドル	45, 189, 110, 850	_	45, 582, 911, 100	△393, 800, 250	21, 390, 643, 492	_	21, 431, 214, 040	△40, 570, 548
	カナダ ドル	_	_	_	_	1, 648, 419, 500	_	1, 656, 018, 000	△7, 598, 500
	ユーロ	6, 209, 183, 062	_	6, 293, 966, 250	△84, 783, 188	608, 106, 195	_	616, 095, 000	△7, 988, 805
	英ポン ド	_	_	_	_	23, 008, 237	_	23, 255, 000	△246, 763
	スイスフラン	2, 655, 841, 982	-	2, 680, 411, 250	△24, 569, 268	481, 468, 750	-	483, 793, 750	△2, 325, 000
	ス ウェー デンク ローナ	5, 783, 256, 400	_	5, 839, 400, 000	△56, 143, 600	57, 566, 000	_	58, 720, 000	△1, 154, 000
	ノル ウェー クロー ネ	667, 200, 000	_	666, 800, 000	400,000	145, 359, 600	_	148, 100, 000	△2, 740, 400
	オース トラリ アドル	2, 796, 450, 700	_	2, 777, 579, 000	18, 871, 700	1, 326, 272, 550	_	1, 347, 740, 000	△21, 467, 450
	ニュー ジーラ ンドド ル	1, 405, 487, 700	_	1, 406, 970, 000	△1, 482, 300	1, 673, 345, 700	Ι	1, 674, 738, 000	△1, 392, 300
	合計	85, 267, 029, 771	_	85, 746, 717, 850	△603, 325, 733	32, 819, 060, 782		32, 950, 079, 790	△39, 948, 524

## (注) 時価の算定方法

## • 先物取引

- 1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2. 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。 2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

### • 為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- (1) 予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に 最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
  - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧 客先物相場の仲値により評価しております。
- 2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。
  - ②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

#### (1口当たり情報)

区分	(平成26年9月16日現在)	(平成27年9月14日現在)		
1口当たり純資産額	1.6160円	1.6618円		

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

- (3) 附属明細表
- ① 有価証券明細表
  - (ア) 株式該当事項はありません。

#### (イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	TREASURY BILL 0%	178, 024, 000. 00	178, 018, 960. 14	
小計				178, 018, 960. 14	
				(21, 477, 987, 540)	
合計				21, 477, 987, 540	
				(21, 477, 987, 540)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の() 内は、邦貨換算額であります。
  - 2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 1銘柄	100.0%	100.0%

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

- (1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
  - なお、中間財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期中間計算期間(平成27年9月15日から平成28年3月14日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた監査法人による中間監査を受けております。

### 独立監査人の中間監査報告書

平成28年4月13日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

### PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士業務執行社員

版n不其2000

指 定 社 員 公認会計士 業務執行社員 山口健志學

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」 に掲げられているダ・ヴィンチの平成27年9月15日から平成28年3月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、す なわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダ・ヴィンチの平成28年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成27年9月15日から平成28年3月14日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 中間財務諸表

# 【ダ・ヴィンチ】

## (1)【中間貸借対照表】

区分	注記	第19期 (平成27年9月14日現在)	第20期中間計算期間 (平成28年3月14日現在)
	番号	金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		18, 054, 624, 238	17, 027, 781, 315
未収入金		13, 052, 643	12, 023, 919
流動資産合計		18, 067, 676, 881	17, 039, 805, 234
資産合計		18, 067, 676, 881	17, 039, 805, 234
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		87, 661, 408	_
未払解約金		13, 052, 643	12, 023, 919
未払受託者報酬		10, 164, 480	9, 321, 996
未払委託者報酬		193, 125, 071	177, 117, 868
その他未払費用		1, 481, 174	1,610,091
流動負債合計		305, 484, 776	200, 073, 874
負債合計		305, 484, 776	200, 073, 874
純資産の部			
元本等			
元本		17, 532, 281, 638	16, 838, 696, 184
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		229, 910, 467	1, 035, 176
(分配準備積立金)		529, 576, 731	495, 389, 557
元本等合計		17, 762, 192, 105	16, 839, 731, 360
純資産合計		17, 762, 192, 105	16, 839, 731, 360
負債純資産合計		18, 067, 676, 881	17, 039, 805, 234

# (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

区分		第19期中間計算期間 自 平成26年9月17日 至 平成27年3月16日	第20期中間計算期間 自 平成27年9月15日 至 平成28年3月14日
	番号	金額(円)	金額(円)
営業収益			
有価証券売買等損益		1, 078, 057, 406	△31, 661, 468
営業収益合計		1, 078, 057, 406	△31, 661, 468
営業費用			
受託者報酬		10, 400, 779	9, 321, 996
委託者報酬		197, 614, 679	177, 117, 868
その他費用		2, 028, 095	1, 610, 091
営業費用合計		210, 043, 553	188, 049, 955
営業利益又は営業損失 (△)		868, 013, 853	△219, 711, 423
経常利益又は経常損失 (△)		868, 013, 853	△219, 711, 423
中間純利益又は中間純損失 (△)		868, 013, 853	△219, 711, 423
一部解約に伴う中間純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う中間純損失金額 の分配額(△)		18, 177, 470	△2, 048, 357
期首剰余金又は期首欠損金(△)		224, 100, 553	229, 910, 467
剰余金増加額又は欠損金減少額		13, 583, 985	3, 866, 260
中間追加信託に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		13, 583, 985	3, 866, 260
剰余金減少額又は欠損金増加額		18, 913, 553	15, 078, 485
中間一部解約に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		18, 913, 553	15, 078, 485
分配金			_
中間剰余金又は中間欠損金 (△)		1, 068, 607, 368	1, 035, 176

## (3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	区分	第19期 自 平成26年9月17日 至 平成27年9月14日	第20期中間計算期間 自 平成27年9月15日 至 平成28年3月14日		
1.	有価証券の評価基準及び	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券		
	評価方法	移動平均法に基づき、親投資信託受益	同左		
		証券の基準価額で評価しております。			
2.	その他財務諸表作成のた	計算期間の取扱い			
	めの基本となる重要な事	平成26年9月14日及びその翌日が休業			
	項	日のため、当計算期間期首は平成26年9			
		月17日としております。			

#### (中間貸借対照表に関する注記)

区分	第19期 (平成27年9月14日現在)	第20期中間計算期間 (平成28年3月14日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	19, 336, 827, 664円	17, 532, 281, 638円
期中追加設定元本額	1, 239, 682, 848円	455, 685, 668円
期中一部解約元本額	3,044,228,874円	1, 149, 271, 122円
2. 受益権の総数	17, 532, 281, 638 □	16, 838, 696, 184□

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記) 該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第19期 自 平成26年9月17日 至 平成27年9月14日	第20期中間計算期間 自 平成27年9月15日 至 平成28年3月14日
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこ	金融商品は時価で計上しているた	同左
れらの差額	め記載を省略しております。	
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品	(1) 有価証券以外の金融商品
	有価証券以外の金融商品につい	同左
	ては、短期間で決済され、時価は	
	帳簿価額と近似しているため、当	
	該帳簿価額を時価としておりま	
	す。	
	(2) 有価証券	(2) 有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項	同左
	に関する注記)」の「有価証券の	
	評価基準及び評価方法」に記載し	
	ております。	
3. 金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価には、市場価格に	同左
いての補足説明	基づく価額のほか、市場価格がない	
	場合には合理的に算定された価額が	
	含まれております。当該価額の算定	
	においては一定の前提条件等を採用	
	しているため、異なる前提条件等に	
	よった場合、当該価額が異なること	
	もあります。	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

# (1口当たり情報)

区分	第19期 (平成27年 9 月14日現在)	第20期中間計算期間 (平成28年3月14日現在)
1口当たり純資産額	1.0131円	1.0001円

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

#### 参考情報

本ファンドは、「ダ・ヴィンチ マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の 部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

### (1)貸借対照表

(1) 負情対照衣	注記	(平成27年9月14日現在)	(平成28年3月14日現在)	
区分	番号	金額 (円)	金額 (円)	
資産の部				
流動資産				
預金		380, 619, 580	395, 094, 117	
金銭信託		783, 085	550, 762	
コール・ローン		3, 726, 697, 316	1, 773, 042, 568	
国債証券		21, 477, 987, 540	_	
特殊債券		_	20, 263, 657, 347	
派生商品評価勘定		149, 257, 481	409, 344, 873	
未収入金		1, 826, 249, 681	2, 950, 319, 947	
未収利息		2, 822	48	
前払金		158, 075	_	
差入委託証拠金		1, 301, 280, 067	1, 126, 740, 142	
流動資産合計		28, 863, 035, 647	26, 918, 749, 804	
資産合計		28, 863, 035, 647	26, 918, 749, 804	
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定		411, 543, 202	382, 241, 344	
前受金		1, 784, 851	_	
未払金		669, 849, 602	1, 213, 936, 970	
未払解約金		22, 609, 493	12, 323, 415	
流動負債合計		1, 105, 787, 148	1, 608, 501, 729	
負債合計		1, 105, 787, 148	1, 608, 501, 729	
純資産の部				
元本等				
元本		16, 702, 896, 123	15, 262, 467, 076	
剰余金				
剰余金又は欠損金 (△)		11, 054, 352, 376	10, 047, 780, 999	
元本等合計		27, 757, 248, 499	25, 310, 248, 075	
純資産合計		27, 757, 248, 499	25, 310, 248, 075	
負債純資産合計		28, 863, 035, 647	26, 918, 749, 804	

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年9月17日 至 平成27年9月14日	自 平成27年9月15日 至 平成28年3月14日
1. 有価証券の評価基準及び	国債証券、特殊債券	国債証券、特殊債券
評価方法	個別法に基づき、法令及び一般社団法	同左
	人投資信託協会規則に従い、時価評価し	
	ております。	
2. デリバティブの評価基準	(1) 為替予約取引	(1) 為替予約取引
及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わ	同左
	が国における対顧客先物売買相場の仲	
	値によって計算しております。	
	(2) 先物取引	(2) 先物取引
	個別法に基づき、法令及び一般社団	同左
	法人投資信託協会規則に従い、時価評	
	価しております。	
3. その他財務諸表作成のた	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準
めの基本となる重要な事	外貨建取引については、「投資信託財	同左
項	産の計算に関する規則」(平成12年総理	
	府令第133号)第60条に基づき、取引発生	
	時の外国通貨の額をもって記録する方法	
	を採用しております。	
	但し、同61条に基づき、外国通貨の売	
	却時において、当該外国通貨に加えて、	
	外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建	
	各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対	
	する当該売却外国通貨の割合相当額を当	
	該外国通貨の売却時の外国為替相場等で	
	円換算し、前日の外貨基金勘定に対する	
	円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦	
	貨建資産等の外国投資勘定と、円換算し	
	た外貨基金勘定を相殺した差額を為替差	
	損益とする計理処理を採用しておりま	
	す。	

## (貸借対照表に関する注記)

区分	(平成27年9月14日現在)	(平成28年3月14日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	32, 687, 902, 059円	16, 702, 896, 123円
期中追加設定元本額	912, 285, 961円	329, 460, 286円
期中一部解約元本額	16, 897, 291, 897円	1, 769, 889, 333円
期末元本額	16, 702, 896, 123円	15, 262, 467, 076円
元本の内訳		
ダ・ヴィンチ	10,864,498,880円	10, 268, 215, 230円
ダ・ヴィンチVA	4, 436, 354, 824円	3, 770, 310, 785円
ダ・ヴィンチVA2	1, 402, 042, 419円	1, 223, 941, 061円
2. 受益権の総数	16, 702, 896, 123 □	15, 262, 467, 076 □

## (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

金融間前の時価寺に関する事項区分	自 平成26年9月17日 至 平成27年9月14日	自 平成27年9月15日 至 平成28年3月14日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 2. 時価の算定方法	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券で調金を計算の「有価証券では、同種の工業をでは、同種の工業をは、同種の工業をは、同種の工業をは、同一のの工業をは、同一のの工業をである。 (2) 有価に対象をできまるが、対場合には、同種の工業をである。 (2) 有価に対象をできまるが、対場合には、同種の価格推移時系列とでは、同種の価格推移時系列とで、対場合には、同種の価格推移時系列とで、対場合には、同種の価格推移時系列とで、対場のでは、同一のの価格推移時系列とで、対場のでは、対象の	同左 (1) 有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	大価額を合理的に算定された価額としております。 (3) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。金融商組には、市場価格が額が場合にはおります。当該価額のほか、算定された価額ではおります。当該価額が異なるにおいるため、異なる前提条件等としているため、当該価額が異なる。また、デリバティブ取引に関するマブ取引における名目的な契約額における名目的な契約額における名目的な契約額における名目が表す。するマブ取引におけてあり、当該価額が異なる名目が表す。また、デリバティブ取引に関するマブ取引におけてあり、当該の大きなが、ありません。	<ul><li>(3) デリバティブ取引 同左</li><li>同左</li></ul>

# (デリバティブ取引等に関する注記)

# 取引の時価等に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 株式関連

			年9月14日現在)		(平成28年3月14日現在)				
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
	株価指数 先物取引								
市場取引	買建	11, 914, 248, 279	_	11, 683, 502, 552	△230, 745, 727	10, 962, 790, 039	_	11, 153, 909, 574	191, 119, 535
	売建	689, 520, 664	1	668, 137, 017	21, 383, 647	1, 766, 172, 076	1	1, 821, 092, 704	△54, 920, 628
	合計	12, 603, 768, 943	l	12, 351, 639, 569	△209, 362, 080	12, 728, 962, 115	l	12, 975, 002, 278	136, 198, 907

## (2) 債券関連

	(平成27年9月14日現在)				(平成28年3月14日現在)				
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
	債券先物 取引								
取引	買建	9, 501, 240, 068	_	9, 488, 264, 951	$\triangle$ 12, 975, 117	12, 228, 165, 746	_	12, 135, 794, 583	△92, 371, 163
	合計	9, 501, 240, 068	_	9, 488, 264, 951	△12, 975, 117	12, 228, 165, 746	_	12, 135, 794, 583	△92, 371, 163

#### (3) 通貨関連

			7年9月14日現在)		(平成28年3月14日現在)				
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益
	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	2, 104, 007, 966	_	2, 107, 700, 000	3, 692, 034	1, 282, 238, 120	_	1, 283, 341, 000	1, 102, 880
	カナダドル	507, 654, 000	_	509, 544, 000	1,890,000	1, 423, 693, 360	_	1, 442, 952, 000	19, 258, 640
	ユーロ	518, 019, 300	_	530, 526, 250	12, 506, 950	_	_	_	_
	英ポンド	458, 237, 500	_	465, 100, 000	6, 862, 500	1, 613, 909, 281	_	1, 643, 005, 000	29, 095, 719
	スイスフラ ン	731, 982, 112	_	733, 493, 750	1, 511, 638	_	_	_	_
	スウェーデ ンクローナ	772, 770, 780	_	792, 720, 000	19, 949, 220	741, 008, 800	_	764, 400, 000	23, 391, 200
	ノルウェー クローネ	_	_	_	_	370, 924, 400	_	377, 720, 000	6, 795, 600
市場	オーストラ リアドル	_	_	_	_	1, 693, 238, 150	_	1, 738, 086, 000	44, 847, 850
取引 以外 の取	ニュージー ランドドル	372, 199, 100	_	371, 322, 000	△877, 100	355, 174, 100	_	358, 046, 000	2,871,900
引	売建								
	米ドル	21, 390, 643, 492	_	21, 431, 214, 040	△40, 570, 548	21, 330, 621, 828	_	21, 355, 816, 370	△25, 194, 542
	カナダドル	1, 648, 419, 500	_	1, 656, 018, 000	△7, 598, 500	_	_	_	_
	ユーロ	608, 106, 195	_	616, 095, 000	△7, 988, 805	1, 196, 559, 500	_	1, 222, 663, 750	△26, 104, 250
	英ポンド	23, 008, 237	_	23, 255, 000	△246, 763	1, 779, 938, 813	_	1, 816, 490, 000	△36, 551, 187
	スイスフラ ン	481, 468, 750	_	483, 793, 750	△2, 325, 000	2, 083, 647, 775	_	2, 116, 635, 000	△32, 987, 225
	スウェーデ ンクローナ	57, 566, 000	_	58, 720, 000	△1, 154, 000	986, 849, 200	_	1, 010, 100, 000	△23, 250, 800
	ノルウェー クローネ	145, 359, 600	_	148, 100, 000	△2, 740, 400	-	_	-	_
	オーストラ リアドル	1, 326, 272, 550	_	1, 347, 740, 000	△21, 467, 450	_	_	_	_
	ニュージー ランドドル	1, 673, 345, 700	1	1, 674, 738, 000	△1, 392, 300	_	_	_	_
	合計	32, 819, 060, 782	1	32, 950, 079, 790	△39, 948, 524	34, 857, 803, 327	1	35, 129, 255, 120	△16, 724, 215

### (注) 時価の算定方法

#### • 先物取引

- 1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2. 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。 2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

#### • 為替予約取引

- 1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - (1) 予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に 最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
    - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧 客先物相場の仲値により評価しております。
- 2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。
  - ②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

### (1口当たり情報)

区分	(平成27年9月14日現在)	(平成28年3月14日現在)
1口当たり純資産額	1.6618円	1.6583円

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

#### 【純資産額計算書】

(平成28年3月31日現在)

I 資産総額 17,001,768,822円
II 負債総額 24,814,018円
III 純資産総額(I-II) 16,976,954,804円
IV 発行済口数 16,833,628,769口
V 1口当たり純資産額(III/IV) 1.0085円

#### 参考情報

## <ダ・ヴィンチ マザーファンド>

(平成28年3月31日現在)

I 資産総額 25,510,595,052円
II 負債総額 248,057,901円
III 純資産総額(I-Ⅱ) 25,262,537,151円
IV 発行済口数 15,091,454,056口
V 1口当たり純資産額(Ⅲ/IV) 1.6740円

# 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a. 受益権の名義書換 該当事項はありません。
- b. 受益者に対する特典 該当事項はありません。
- c. 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に 対抗することができません。

d. その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

# 第三部【委託会社等の情報】

# 第1【委託会社等の概況】

# 1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(本書提出日現在)

① 資本金の額:金4億9,000万円

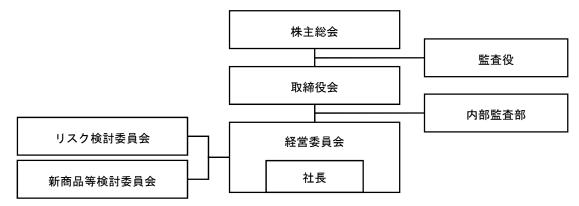
② 発行する株式の総数:8,000株

③ 発行済株式の総数:6,400株

④ 最近5年間における主な資本の額の増減:該当事項はありません。

## (2) 委託会社等の機構

① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、 取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統 括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。 委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締 役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認め られる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します(取締役会の専権事項を除きます。)。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため(議決権行使に関する方針を含みます。)、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

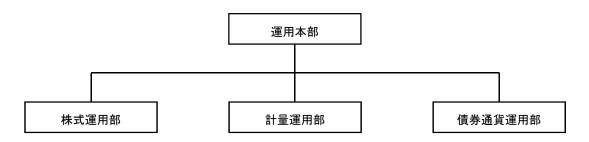
新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

# ② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、戦略株式運用部、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション部、不動産運用部、マルチプロ

ダクト・ファンド部およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

# 2【事業の内容及び営業の概況】

### ① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を 行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っ ています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行って います。

# ② 委託会社の運用するファンド

2016年4月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額 (円)
追加型株式投資信託	106	1, 584, 718, 042, 550
合計	106	1, 584, 718, 042, 550

# 3【委託会社等の経理状況】

# 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

# 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成27年7月1日に名称を変更し、PwCあらた監査法人となりました。

# 独立監査人の監査報告書

平成28年3月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

# PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 業務執行社員 玩,不其 2 震

肯定社員 公認会計士 レイ 12 レまた

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成27年12月31日 までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針 及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

# 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務賭表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連 する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行 われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって 終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# (1)【貸借対照表】

期別		(平成27	第20期 年3月31日現在	E)	第21期 (平成27年12月31日現在)		
		;	資産の部	T			
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			6, 748, 612			8, 541, 657	
有価証券			13, 297, 906			12, 097, 990	
支払委託金			39			26	
収益分配金		39			26		
前払費用			18			157	
未収委託者報酬			1, 842, 228			1, 527, 034	
未収運用受託報酬			1, 578, 480			1, 885, 724	
未収収益			368, 604			11, 848	
繰延税金資産			826, 971			1, 079, 356	
流動資産計			24, 662, 860	88. 5		25, 143, 796	90. 7
固定資産							
投資その他の資産			3, 193, 568			2, 580, 738	
投資有価証券		1, 596, 511			573, 290		
長期差入保証金		10, 000			10,000		
繰延税金資産		1, 587, 056			1, 997, 448		
固定資産計			3, 193, 568	11.5		2, 580, 738	9. 3
資産合計			27, 856, 428	100.0		27, 724, 534	100.0

期別	(平成27	第20期 年3月31日現在	E)	第21期 (平成27年12月31日現在)				
	負債の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
		千円	千円	%	千円	千円	%	
流動負債								
預り金			599			580		
未払金			585, 816			538, 691		
未払収益分配金		229			242			
未払償還金		72			72			
未払手数料		585, 514			538, 376			
未払費用			3, 406, 376			4, 518, 812		
未払法人税等			957, 171			888, 102		
未払消費税等			470, 936			205, 603		
流動負債計			5, 420, 899	19. 5		6, 151, 789	22. 2	
固定負債								
長期未払費用			6, 285, 478			7, 097, 924		
固定負債計			6, 285, 478	22. 6		7, 097, 924	25. 6	
負債合計			11, 706, 378	42.0		13, 249, 714	47.8	

期別	(平成27	第20期 ′年3月31日現在	E)	第21期 (平成27年12月31日現在)					
純資産の部									
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比			
	千円	千円	%	千円	千円	%			
株主資本									
資本金		490, 000			490, 000				
資本剰余金		390, 000			390, 000				
資本準備金	390, 000			390, 000					
利益剰余金		14, 867, 795			13, 545, 174				
その他利益剰余金	14, 867, 795			13, 545, 174					
繰越利益剰余金	14, 867, 795			13, 545, 174					
株主資本合計		15, 747, 795	56. 5		14, 425, 174	52. 0			
評価・換算差額等									
その他有価証券評価差額金	402, 254			49, 646					
評価・換算差額等合計		402, 254	1. 4		49, 646	0.2			
純資産合計		16, 150, 050	58. 0		14, 474, 820	52. 2			
負債・純資産合計		27, 856, 428	100.0		27, 724, 534	100.0			

# (2) 【損益計算書】

	期別				第20期 成26年4月1日 成27年3月31日		第21期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日		
	科目 辞号		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
		営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬			14, 066, 674			11, 823, 135	
		運用受託報酬	* 2		9, 173, 012			6, 961, 333	
		その他営業収益	<b>*</b> 2		5, 932, 747			4, 316, 802	
		営業収益計			29, 172, 434	100.0		23, 101, 271	100.0
		営業費用							
		支払手数料			6, 754, 210			5, 363, 613	
		広告宣伝費			139, 448			102, 758	
		調査費			6, 692, 987			5, 350, 334	
		委託調査費	* 2	6, 692, 987			5, 350, 334		
		委託計算費			220, 885			159, 321	
		営業雑経費			384, 844			197, 324	
		通信費		205, 675			9, 974		
		印刷費		147, 770			161, 506		
公文	営	協会費		31, 398			25, 843		
経常損益	営業損	営業費用計			14, 192, 375	48.6		11, 173, 351	48. 4
損益	益の	一般管理費							
$\mathcal{O}$	部	給料			7, 106, 650			5, 734, 984	
部		役員報酬		228, 309			185, 510		
		給料・手当		2, 654, 259			2, 319, 237		
		賞与		1, 251, 694			746, 339		
		株式従業員報酬	* 1	1, 027, 305			797, 337		
		その他の報酬		1, 945, 082			1, 686, 559		
		交際費			84, 594			57, 202	
		寄付金			71, 518			63, 290	
		旅費交通費			234, 673			187, 482	
		租税公課			83, 891			71, 744	
		不動産賃借料			416, 707			268, 044	
		退職給付費用			842, 766			698, 807	
		事務委託費			376, 536			398, 407	
		諸経費			998, 793			941, 860	
		一般管理費計			10, 216, 131	35. 0		8, 421, 824	36. 5
		営業利益			4, 763, 926	16. 3		3, 506, 095	15. 2

期別			第20期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日			第21期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日			
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益 収益金 受取有息 投資行業益 株養養 維益 学外費用 意業外費用 支払式從損 数件費息 大式養 大式養 大式 大式 大式 大式 大式 大式 大式 大式 大式 大式 大式 大式 大式	*1		49, 958 18, 605 36, 653 — — 1, 332 106, 549  138 434, 620 33, 391 1, 065 469, 216	0. 4		502, 884 14, 231 66, 895 59, 655 12, 446 — 656, 114 — 8	2.8
	経常利益			4, 401, 260	15. 1		4, 162, 200	18. 0	
税	税引前当期純利益			4, 401, 260	15. 1		4, 162, 200	18.0	
法	法人税、住民税及び事業税				2, 267, 605	7.8		1, 978, 986	8.6
	法人税等調整額				18, 387	0. 1		△494, 163	△2.1
当	期糾	<b>紅利益</b>			2, 115, 267	7. 3		2, 677, 378	11.6

# (3) 【株主資本等変動計算書】

# 第20期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位:千円)

		株主資本							
		資本剰	制余金	利益剰	削余金				
	資本金	資本準備	資本剰余	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合 計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	純資産合計
		金	金合計	繰越利益剰 余金	合計		上	ПВІ	
平成26年4月1日残高	490, 000	390, 000	390, 000	15, 752, 528	15, 752, 528	16, 632, 528	235, 400	235, 400	16, 867, 928
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△3, 000, 000	△3, 000, 000	△3, 000, 000			△3, 000, 000
当期純利益				2, 115, 267	2, 115, 267	2, 115, 267			2, 115, 267
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)							166, 854	166, 854	166, 854
事業年度中の変動額合計				△884,732	△884,732	△884,732	166, 854	166, 854	△717,878
平成27年3月31日残高	490, 000	390, 000	390, 000	14, 867, 795	14, 867, 795	15, 747, 795	402, 254	402, 254	16, 150, 050

# 第21期 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本						評価・換	算差額等	
		資本剰余金		利益剰余金					
	資本金	資本準備	資本剰余	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	純資産合計
		金	金合計	繰越利益剰 余金	合計		<b>加</b> 左領金	[H	
平成27年4月1日残高	490, 000	390, 000	390, 000	14, 867, 795	14, 867, 795	15, 747, 795	402, 254	402, 254	16, 150, 050
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△4,000,000	△4, 000, 000	△4, 000, 000			△4,000,000
当期純利益				2, 677, 378	2, 677, 378	2, 677, 378			2, 677, 378
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)							△352,608	△352, 608	△352, 608
事業年度中の変動額合計	I	l	ı	△1, 322, 621	△1, 322, 621	△1, 322, 621	△352,608	△352,608	△1, 675, 229
平成27年12月31日残高	490, 000	390, 000	390, 000	13, 545, 174	13, 545, 174	14, 425, 174	49,646	49, 646	14, 474, 820

重要な会計方針	
1. 有価証券の評価基準及び	その他有価証券
評価方法	時価のあるもの
	時価をもって貸借対照表価額とし、取
	得原価(移動平均法による原価法)ない
	し償却原価との評価差額については全部
	純資産直入法によっております。
	時価のないもの
	移動平均法による原価法によっており
	ます。
2. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金
	貸倒懸念債権等特定の債権について
	は個別に回収可能性を勘案し、回収不
	能見込額を計上しております。
	(2) 金融商品取引責任準備金
	金融商品取引事故による損失に備え
	るため、金融商品取引法第46条の5第
	1項に基づく責任準備金を計上してお
	ります。
3. その他財務諸表作成のた	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法
めの基本となる重要な事	役員及び従業員に付与されておりま
項	す、ザ・ゴールドマン・サックス・グ
	ループ・インク株式に係る報酬につい
	ては、企業会計基準第8号「ストッ
	ク・オプション等に関する会計基準」
	及び企業会計基準適用指針第11号「ス
	トック・オプション等に関する会計基
	準の適用指針」に準じて、権利付与日
	公正価値及び付与された株数に基づき
	計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費(一般管理費)として処
	理しております。また、ザ・ゴールド
	マン・サックス・グループ・インクお
	よびゴールドマン・サックス・ジャパ
	ン・ホールディングス有限会社との契
	約に基づき当社が負担する、権利付与
	日以降の株価の変動により発生する損
	益については営業外損益として処理し
	ております。
	(2) 消費税等の会計処理
	消費税及び地方消費税の会計処理
	は、税抜方式によっております。
	(3) 決算日の変更に関する事項
	当社は平成27年6月26日開催の株主
	総会で決算日を3月31日から12月31日
	に変更致しました。これに伴い、平成
	27年12月期の会計年度は平成27年4月
	1日から平成27年12月31日までの9ヶ
	月間となりました。

# 注記事項

# (貸借対照表関係)

第20期	第21期
(平成27年 3 月31日現在)	(平成27年12月31日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

# (損益計算書関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
* 1 株式従業員報酬	* 1	株式従業員報酬	
役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴール		同左	
ドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報			
酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与さ			
れた株数に基づき算出し配賦されております。			
* 2 関係会社項目	* 2	関係会社項目	
関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれ		同左	
ております。			
営業収益		営業収益	
運用受託報酬 2,942,406千円		運用受託報酬	1,882,545千円
その他営業収益 5,828,635千円		その他営業収益	4, 175, 357千円
営業費用		営業費用	
委託調査費 6,692,987千円		委託調査費	5, 350, 334千円

# (株主資本等変動計算書関係)

第20期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

# 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6, 400		_	6, 400

# 2. 配当に関する事項

# 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年12月12日 臨時株主総会	普通株式	3, 000, 000	468, 750	平成26年12月18日	平成26年12月18日

# 第21期(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

# 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6, 400	_	_	6, 400

# 2. 配当に関する事項

# 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月18日 臨時株主総会	普通株式	4, 000, 000	625, 000	平成27年12月21日	平成27年12月21日

# (リース取引関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項	同左
はありません。	

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

### ② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

### 信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

## 市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

# 流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

# 第20期

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

# (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	6, 748, 612	6, 748, 612	_
有価証券			
その他有価証券	13, 297, 906	13, 297, 906	_
未収委託者報酬	1, 842, 228	1, 842, 228	_
未収運用受託報酬	1, 578, 480	1, 578, 480	_
投資有価証券			
その他投資有価証券	1, 596, 511	1, 596, 511	_

# 金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、 直近の基準価額によっております。

# 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
現金・預金	6, 748, 612	_	_	_	_	_
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるも の	13, 300, 000	_	_	_	_	_
未収委託者報酬	1, 842, 228	_	_	_	_	_
未収運用受託報酬	1, 578, 480	_	_	_	_	_

# 第21期

(自 平成27年4月1日

至 平成27年12月31日)

### (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

## ② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

#### 信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

### 市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

## 流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

# 第21期

(自 平成27年4月1日

至 平成27年12月31日)

# (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	8, 541, 657	8, 541, 657	_
有価証券			
その他有価証券	12, 097, 990	12, 097, 990	_
未収委託者報酬	1, 527, 034	1, 527, 034	_
未収運用受託報酬	1, 885, 724	1, 885, 724	_
投資有価証券			
その他投資有価証券	573, 290	573, 290	_

# 金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、 直近の基準価額によっております。

# 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
現金・預金	8, 541, 657		_	_	_	_
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるも の	12, 100, 000	_	_	_	_	_
未収委託者報酬	1, 527, 034	_	_	_	_	_
未収運用受託報酬	1, 885, 724	_	_	_	_	_

# (有価証券関係)

# 第20期

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

# 第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

# 1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	1,002,000	1, 596, 511	594, 511
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	13, 297, 906	13, 297, 906	-

# 1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	500, 000	573, 290	73, 290
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	12, 097, 990	12, 097, 990	_

# 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額(千円		益の合計額 千円)	売却損の合計額 (千円)
285,	818	36, 653	1,065

# 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
568, 887	66, 895	8

# (デリバティブ取引関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、	同左
該当事項はありません。	

# (退職給付関係)

第20期	第21期
(自 平成26年 4 月 1 日	(自 平成27年4月1日
至 平成27年 3 月31日)	至 平成27年12月31日)
<ol> <li>採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。</li> <li>退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付 費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。</li> </ol>	<ol> <li>採用している退職給付制度の概要 同左</li> <li>退職給付費用に関する事項 同左</li> </ol>

# (税効果会計関係)

	第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月3日	1	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)		
1.	繰延税金資産及び繰延税金負債の 内訳	発生の主な原因別	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 内訳		
	繰延税金資産 (流動資産)		繰延税金資産(流動資産)		
	未払費用	735,838千円	未払費用 980,373千円		
	未払事業税	67, 023	未払事業税 64,201		
	その他	24, 108	その他 34,781		
	小計	826, 971	小計 1,079,356		
	繰延税金資産(流動資産)	826, 971	繰延税金資産(流動資産) 1,079,356		
	繰延税金資産(固定資産)		繰延税金資産(固定資産)		
	長期未払費用	1, 710, 136	長期未払費用 1,939,534		
	その他	69, 177	その他 81,558		
	小計	1, 779, 313	小計 2,021,092		
	繰延税金負債(固定負債)		繰延税金負債(固定負債)		
	その他有価証券評価差額金	$\triangle$ 192, 256	その他有価証券評価差額金 △23,644		
	小計	△192, 256	小計 △23,644		
	繰延税金資産(固定資産) の純額	1,587,056千円	繰延税金資産(固定資産) の純額 1,997,448千円		
2.	法定実効税率と税効果会計適用後	の法人税等の負担	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担		
	率との間に重要な差異があるとき	の、当該差異の原	率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原		
	因となった主要な項目別の内訳		因となった主要な項目別の内訳		
	法定実効税率	35.64 %	法定実効税率 33.06 %		
	(調整)		(調整)		
	賞与等永久に損金に算入されない 項目	10.62 %	賞与等永久に損金に算入されない 3.02 % 項目		
	法人税等の税率変更による繰延税 金資産の修正	5.57 %	その他 <u>△0.40</u> % 税効果会計適用後の法人税等の負 <u>○5.67</u> %		
	その他	0.11 %	代別未云計適用後の伝入代寺の貞 担率 35.67 %		
	税効果会計適用後の法人税等の負 担率	51.94 %			

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延 税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年 法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成 27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率 及び事業税率の引下げが行われることとなりまし た。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の 計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%か ら、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が 見込まれる一時差異については33.10%に、平成28 年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込ま れる一時差異については32.34%となります。この 税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負 債の金額を控除した金額)は225百万円減少し、法 人税等調整額が245百万円増加しております。 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延 税金負債の金額の修正

該当事項はありません。

# (セグメント情報等)

第20期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## [セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

### 「関連情報」

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	14, 066, 674	9, 173, 012	5, 932, 747	29, 172, 434

# 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
25, 087, 105	4, 085, 328	29, 172, 434

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資產

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項は ありません。

第21期(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

## [セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

# [関連情報]

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	11, 823, 135	6, 961, 333	4, 316, 802	23, 101, 271

## 2. 地域ごとの情報

# (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
19, 904, 703	3, 196, 568	23, 101, 271

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

# (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

# 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

# (関連当事者情報)

## 第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

# 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ゴ・ルドマ ン・サック ス・アセッ ト・マネジ	アメリカ 合衆国 ニュー	8 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注1) 運用受託報酬 (注1)	5, 828, 635 2, 942, 406		_
	メント・エル・ピー	ヨーク州	L 73 1 7 4		區区 00/0		委託調査費の 支払(注1)	6, 692, 987		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定 しております。

## 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

### 兄弟会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	_	業務委託 役員の兼 任	兼務従業員の 人件費等の支 払(注1)	2, 452, 937	有価証券	13, 297, 906
17.	会社					有価証券 の購入	14 (LI)		未払費用	287, 201
親会社の子会	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホール	東京都港区	100 百万円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総	_	従業員出 向受入等 役員の兼	出向者に関す る人件費等の 負担金 (注2)		未払費用	2, 791, 417
社	ン・ホール ディングス 有限会社		日沙门	アスサー総 務・施設管 理業務受託		任	営業費用及 び一般管理 費	6, 803, 100	長期未払費用	6, 188, 739
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・バン ク・USA	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業	_	現金の預 入	_	-	現金・預金	1, 975, 463
親会社の子会社	ゴールドマ ン・サック ス・インベ ストメン ト・ストラ テジー・ LLC	アメリカ 合衆国 ニュー ョーク州	37 百万ドル	投資顧問業	_	投資助言	_	_	未収収益	354, 819

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。
- (注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員 及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

# 親会社又は重要な関連会社に関する注記

# 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (未上場)

## 第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

# 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	ゴールドマ						その他営業収益(注1)	4, 175, 357		
親会社	ン・サック ス・アセッ ト・マネジ メント・エ	合衆国ニュー	8 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	運用受託報酬 (注1)	1, 882, 545	_	_
	ル・ピー						委託調査費 (注1)	5, 350, 334		

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

## 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

# 兄弟会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		業務委託 役員の兼 任 有価証券 の購入	兼務従業員の 人件費等 (注1)	2, 233, 594	有価証券	12, 097, 990
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サッヤク ス・ジャール ディングス 有限会社	東京都港区	100 百万円	ゴール・サット マクス・人事 設 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発	_	従業員出 向受入等 役員の兼 任	出向者に関す る人件費等 (注 2)	5, 538, 780	未払費用 長期未払 費用	3, 776, 015 7, 075, 447
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・バン ク・USA	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業	_	現金の預入	_	_	現金・預金	1, 344, 386

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 兼務従業員の人件費等に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。
- (注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員 及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

## 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (未上場)

# (1株当たり情報)

第20期 (自 平成26年4月 至 平成27年3月3		第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)		
1株当たり純資産額	2,523,445円38銭	1株当たり純資産額	2, 261, 690円72銭	
1株当たり当期純利益金額	330,510円53銭	1株当たり当期純利益金額	418, 340円43銭	
損益計算書上の当期純利益	2,115,267千円	損益計算書上の当期純利益	2,677,378千円	
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利 益	2, 115, 267千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2, 677, 378千円	
差額	_	差額	_	
期中平均株式数		期中平均株式数		
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株	
なお、潜在株式調整後1株当たり いては、新株予約権付社債等潜在株 ておりません。		同左		

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の 額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

# 5【その他】

- (1) 株主総会の決議により、2016年1月1日付けで株券の不発行に関する定款の変更を行いました。営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

#### 信託約款

## 追加型証券投資信託 ダ・ヴィンチ

#### 運用の基本方針

信託約款第 19 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長をはかることを目標として運用を行います。

#### 2. 運用方法

(1) 投資対象

ダ・ヴィンチ マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券を主要投資対象とします。

### (2) 運用方針

計量モデルを組合せて、世界分散投資と資産間の分散投資を行います。

- ① 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)。
- ② 信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本を含む世界各国の株式・債券・円短期金融商品に投資します(株式先物・債券先物取引等を含みます。)。マザーファンドにおいては、株式・債券・円短期金融商品間の資産配分、国別配分、および通貨配分を決定し、ポートフォリオを構築します。ポートフォリオの構築には、ゴールドマン・サックスが開発したファンダメンタル分析に基づく3つの異なる計量モデルを使います。
- ③ 3つのモデルとは、

## 単独絶対リターン・モデル

各国の資産についてリターン予測を行います。

### 市場間リターン・スプレッド・モデル

各国間の資産における相対的なリターンの差を 予測します。

## ブラック・リターマン・モデル

ー 均衡リターン評価モデル

です。ポートフォリオは、この 3 つのモデルによる最適 化を目指します。

- ④ 単独絶対リターン・モデル、市場間リターン・スプレッド・モデルは、対象資産の市場価値、成長性、インフレーション、市場モメンタム、信用リスク等の観点から、割安なポートフォリオの構築を目指します。一方、ブラック・リターマン・モデルは、均衡状態に収束するという前提にたって最適なリターンとリスクのバランスを計算します。これらの組合わせにより、モデルを1つだけ用いた時には難しい、安定的かつバランスのとれた資産配分による運用を目指します。
- ⑤ マザーファンドにおいては、運用期間中を通じて、世界各国の先物取引、為替予約等を使用し、市場配分・通貨配分の見直しを行います。
- ⑥ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、 上記の運用方針にしたがった運用ができない場合 があります。
- ⑦ 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を行うこともあります。

### (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。ただし、レバレッジ等の目的で使用するものではなく、 現物資産などに比較しその流動性や取引コストなどの投資効率の観点から使用します。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総

額の5%以下とします。

- ⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資 信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な 方法により算出した額が、信託財産の純資産総額 を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

# 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入及び売買損益 (評価損益も含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を 行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

## 追加型証券投資信託 ダ・ヴィンチ 信託約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・ アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託 銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件 に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)の 適用を受けます。

### (信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、 受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとしま す。

# (信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金50億円~金500億円を受益者のために利 殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

### (信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する 書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更 することができます。

### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第54条第7 項、第55条、第56条、第57条または第59条第2項の 規定による信託終了日または信託契約解約の日までとしま す。

# (募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 委託者は、この信託について、金融商品取引法第2条第 3項第1号に掲げる募集を行います。 ② この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

#### (当初の受益者)

第5条

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

#### (受益権の分割および再分割)

第6条

委託者は、第2条の規定による受益権については、50億口~500億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第2項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、 株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者 と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の 受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なった場合には、 委託者はその旨を遅滞なく受益者に対して公告します。

#### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとしま す。

- ② 前項における追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産 (受入担保代用有価証券および第 24 条に規定する借入有 価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託 協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総 額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といい ます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいい ます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下 「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいい ます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国に おける当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しま オ
- ④ 第31条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差 異を生ずることはありません。

## (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条

この信託の受益権は、2007 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受 入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則 としてこの信託の 2006 年 12 月 29 日現在の全ての受益権 (受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもの で、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を 代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記 録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された 受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記 録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を 代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記 録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社 (委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規 定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同 じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取 引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。 以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第 10 条

受託者は、追加信託により生じた受益権については追加 信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当 該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② [削除]

#### (受益権の申込単位、価額および手数料等)

第 11 条 [削除]

- ② 委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるダ・ヴィンチ自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1円以上1円単位をもって取得のお申込みに応じることができるものとします。なお、英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとします。ただし、第48条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または 登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のた めに開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替 機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込 者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。な お、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、 当該取得申込の代金(第 4 項の受益権の価額に当該取得 申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換え に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載 または記録を行うことができます。
- ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.50%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。以下同じ。)に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ [削除]
- ⑤の2 [削除]
  - ⑥ 前各項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第 4 項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社 または登録金融機関は、事前に委託者に対して書面で通 知し委託者がこれを書面により承諾したときは、確定拠出年 金法に基づく運用として受益権の取得申込みが行われる場 合あるいは変額年金の特別勘定において受益権の取得申

込みが行われる場合につき、第 3 項に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定めた手数料率以外の料率(ただし、かかる料率は第 4 項に規定する料率を超えないものとします。)を定めることができるものとします。

- 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社 (8) および登録金融機関は、証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品 取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品 市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買ま たは金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項 第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを 「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の中 止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コン ピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準 価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正 確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると 委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受付けを 中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すこと ができます。
- 9 [削除]

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 12 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当 該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録され ている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするも のとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者 の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振 替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開 設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要 と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、 振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (受益権の譲渡の対抗要件)

第 13 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 14 条 [削除]

第 15 条 [削除]

第 16 条 [削除]

第 17 条 [削除]

# (投資の対象とする資産の種類)

第 17 条の 2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及 び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの をいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリパティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。)
  - ハ. 金銭債権
  - 二. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第 15号に掲げるものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### (運用の指図範囲等)

第 18 条 委託者(第 19 条の 2 に規定する委託者から委託を受けた 者を含みます。以下、第 19 条、第 20 条から第 29 条まで、 第 31 条、第 32 条および第 37 条から第 40 条までについて 同じ。)は、信託金を、主としてダ・ヴィンチ マザーファンド(以 下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価 証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証 券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券

することを指図します。

- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書 で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券 の新株引受権証券を含みます。)および新株予約 権証券(外国または外国の者が発行する証券また は証書で、かかる性質を有するものを含みます。以 下同じ。)
- 9. 投資信託証券(外国法人が発行する証券で、投 資信託証券の性質を有するものを含みます。但 し、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証 券を除きます。以下同じ。)
- 10. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を 営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の 貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類 する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信 託受益証券」といいます。)
- 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の 貸付債権を信託する信託の受益権(以下「貸付債 権信託受益権」といいます。)であって金融商品取 引法第2条第1項第14号で定める受益証券発 行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)
- 14. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16 号で定めるものをいいます。)

なお、第 1 号の証券または証書および第 7 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項 第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きま す。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形
  - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法 第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有 するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総

額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### (受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第 18 条の 2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 32 条において同じ。)、第 32 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 17 条の 2 ならびに第 18 条第 1 項および第 2 項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
  - ② 前項の取扱いは、第20条、第22条から第27条、第29条、第31条、第37条から第39条における委託者の指図による取引についても同様とします。

#### (信託財産相互間取引等)

第 18 条の 3 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を行うことを受託者に指図することができます。

- 1. 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の 取引
- 2. 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である金融 商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客ま たは(ii)かかる金融商品取引業者が締結した投資ー 任契約に係る顧客との間の取引

### (運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用 の基本方針にしたがって、その指図を行います。

### (運用の権限委託)

第 19 条の 2 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商 号: ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エ ル・ピー

所 在 地: アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 委託内容: 株式、債券および通貨の運用

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、かかる者と委託 者の間で別途合意されるところにしたがい、当事者間で支払 われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いませ ん。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

### (投資する株式等の範囲)

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

### 第 21 条 [削除]

### (信用取引の指図範囲)

- 第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用 取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。 なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買 戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価 総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付に係る 建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることと なった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当す る売付の一部を決済するための指図をするものとします。

### (公社債の空売りの指図範囲)

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託 財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り 付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決 済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を 含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をす ることができるものとします。
  - ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る 公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当 する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

### (公社債の借入れ)

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社 債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債 の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、 担保の提供の指図を行うものとします。
  - ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が 信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
  - ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

# (先物取引等の運用指図)

- 第25条 委託者は、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
  - ② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引 ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および 先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
  - ③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引 およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの 取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## (スワップ取引の運用指図)

- 第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった 受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引 (以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
  - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実 勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  - ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは

受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## (金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの 指図をすることができます。
  - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、 当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期 間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期 間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありま せん。
  - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引 契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で 評価するものとします。
  - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### 第 28 条 [削除]

### (有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託 財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で 貸付の指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時 価合計額が、信託財産で保有する株式の時価の 50%を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債 の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社 債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとしま す。
  - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、 委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の 解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

# (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支 上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約され ることがあります。

### (外国為替予約の指図および範囲)

- 第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
  - ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額およびマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額のうち信託財産に属するとみなした額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
  - ④ 第1項および第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### (信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託

者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に 懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が 整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該 委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認 するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務 (裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が 適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託 することができるものとします。
  - 1. 信託財産の保存に係る業務
  - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の 信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する 行為
- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

#### 第 33 条 [削除]

### (混蔵寄託) 第 34 条

金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

## 第 35 条 [削除]

### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 36条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者 または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登 録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる 信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記 録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別し て管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、そ の計算を明らかにする方法により分別して管理することがあり ます。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## (有価証券売却等の指図)

第 37 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に 係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等 の指図ができます。

## (再投資の指図)

第38条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

### (資金の借入れ)

第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安 定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資 金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借 入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資 に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金 借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をする ことができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を 受けることを指図することができます。なお、当該借入金を

- もって有価証券等の運用は行わないものとします。 ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範 囲内の額とします。
  - 1. 一部解約金の支払資金の手当のために行なった有 価証券等の売却等による受取りの確定している資金 の額の範囲内。
  - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当 該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
  - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- ③ 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。
- ③の2前2項の規定にかかわらず、収益分配金の再投資に係る 借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日から その翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投 資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託 財産中より支弁します。

#### (担保権設定に係る確認的規定)

第39条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託 財産中より支弁します。

### (損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益 および損失は、すべて受益者に帰属します。

## (受託者等による資金の立替え)

第 41 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株 発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があると きは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と 委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、 前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産 中から支弁します。

## (信託の計算期間)

第 42 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 15 日から翌年 9 月 14 日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は 1996 年 9 月 27 日から 1997 年 9 月 14 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

### (信託財産に関する報告)

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に 関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。 ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産 に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

### (信託事務の諸費用)

第44条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める 場合、かかる諸費用の額は、第42条に規定する計算期間 を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されま
- ⑤ 第 1 項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

### (信託報酬の額および支弁の方法)

第 45 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 42 条に規 定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 年 10,000 分の 200 の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日 および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から 支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定め ます。
- ③ 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、 信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

## (収益の分配)

第 46 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方 法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料および これらに類する収益から支払利息を控除した額(以下 「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬お よび当該信託報酬に対する消費税等に相当する金 額を控除した後その残金を受益者に分配することが できます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配 準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## 第 47 条 [削除]

### (収益分配金の再投資)

第48条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことに より、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益 分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関 に交付されます。

- ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者 毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし ます。

#### (償還金および一部解約金の支払い)

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を 第 49 条 受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終 了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了 日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録さ れている受益者(信託終了日以前において一部解約が行わ れた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終 了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のた め委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義 で記載または記録されている受益権については原則として取 得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、そ の口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの 信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権 の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規 定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の 減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日 から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支 払います。
- ③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、 委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所 等において行うものとします。
- ③の2 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ④ [削除]
- ⑤ [削除]

### 第 50 条 [削除]

# (償還金の時効)

第51条 受益者が、信託終了による償還金について第49条第1 項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求し ないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭 は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第52条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第49条第1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第49条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座 等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ 後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

# 第 53 条 [削除]

## (信託の一部解約)

第54条 受益者(前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行が休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受けないものとします。

② 委託者は、前項の一部解約の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一

部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行う ものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座 において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の 翌営業日の基準価額とします。
- 4 2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の 総口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と 協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この 信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 第 55 条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、第 55 条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 54 条第 7 項」と読み替えます。

# (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### (信託契約の解約)

- 第55条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の 口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項 の信託約款の解約をしません。
  - ⑤ 委託者は、この信託約款の解約をしないこととしたときは、 解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を 記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただ し、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照ら し、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交 付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第 56 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変 更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第57条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 60 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 58 条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部 を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事 業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させる ことがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継さ せることがあります。

### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第59条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第60条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

# (信託約款の変更)

第60条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはや むを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この 信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更し ようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一 定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記し ます。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の 口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項 の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

## (反対者の買取請求権)

第60条の2 第55条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第55条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### (公告)

第61条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第61条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14 条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告 書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供する ことができます。この場合において、委託者は、運用報告書を 交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第62条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者 と受託者との協議により定めます。

### (附 則)

第1条

第 48 条第 3 項および第 49 条第 3 項の 2 に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、2000 年 3 月 30 日以前の取得申込に係る受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する 2000 年 3 月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第2条 2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第9条、第10条、 第12条から第17条の規定および受益権と読み替えられた 受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等に より受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するも のとします。

第3条 第27条および第39条の2に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第 27 条および第 39 条の 2 に規定する「為替先渡取引」 は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの 期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物 外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買 の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引を いいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物 外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替 取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以 下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワッ プ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のス ワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を 乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日におけ る現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係る スワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実 のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金 額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決 済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日に おける直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る 決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日にお

ける指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引い た額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 1996年9月27日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社